

平成24年3月16日（金曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	高 木 一 幸 君	健康福祉課長	中 村 繁 範 君
住 民 課 長	桐 山 浩 治 君	建設課長補佐	山 口 哲 司 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	中 島 健 司 君
会計管理者兼 会 計 課 長	三 浦 高 雄 君	消 防 主 任	吉 田 守 男 君
教 育 課 長	渡 辺 眞 悟 君	学 校 教 育 課 長	乾 豊 君
生涯学習課長	多 賀 清 隆 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	高 橋 怜 奈		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

議長（広瀬文典君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、会議規則第99条の規定により、3番 安田功君、4番 角田寛君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

#### 日程第1 一般質問

議長（広瀬文典君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

4番 角田寛君。

〔4番 角田寛君登壇〕

4番（角田 寛君） 皆さん、おはようございます。

トップバッターということで少し緊張しておりますけれども、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、垂井町地域防災計画の見直し、また有害鳥獣被害防止対策について、大きくこの2つについて質問させていただきます。

昨年の3月11日に発生しました東日本大震災から、はや1年ということでございます。今なお不自由な生活が続いており、改めて被災地の皆様方にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願うものでございます。

先日、震災発生後の県民の生活意識のアンケートの調査結果が報道されております。これによりますと、地震や原発等防災に関心が強まったというのが57%と最も高く、次いで原発の停止もあり、節電、省エネなどに心がける、そうした結果が45%。また、昨年の世相をあらわす漢字一文字が「絆」という文字で象徴されますように、地域のかかわりを重視するなど23%となっております。

岐阜県は、敦賀原発を初め、原発銀座と言われるほど多くの原発が立地する福井県に隣接しております。地震による原発事故が大変危惧されるところでございます。このため、県では震災後、大気中の放射線量を常時監視するモニタリングポストを各務原の1地点から、県単で3地点に増設を昨年10月に行っております。また、さらに大垣市西濃総合庁舎を初め6カ所に文部科学省の委託を受けて増設される計画になっており、監視体制の強化が図られております。昨日の報道によりますと、この10地点すべてで放射線の常時監視が始まったということであり、また、県では原発事故に備えて、広域避難、受援体制及び通信伝搬体制の強化などにガイドライン、マニュアルなどの地域防災計画の見直しを実施しておるようでございます。

本町におきましても、第5次総の中で安全・安心なまちづくりということで、防災行政無線の整備、また地域の避難場所となっております小・中学校の耐震化が着々と進められていると

ころでございます。また、来年度新規予算にも豪雨災害に備え雨量情報確認システムが導入され、局所的な豪雨災害の防止に大変役立つものと私も期待しているところでございます。さらに、医療、生活必需物資の供給、電気、水道など民間との協定など受援体制の強化も図られているところでございます。

しかし、敦賀原発から数十キロの距離にあります本町においては、この原発災害体制の整備がまだまだ不十分であり、今後大きな課題であると思われま

す。国際原子力機関、IAEAの目安によりますと、原発から30キロ圏内では、緊急防護措置区域として避難、室内退避を準備する区域としております。また、50キロ圏内では放射性ヨウ素防護地域として、室内退避や安定ヨウ素剤の服用を考慮する地域としております。原発事故は大変広域的に影響を及ぼし、原発から30キロないし50キロの圏内と言われる揖斐川町を含む西濃地域や県、さらには県域を越えた連携が必要になると考えられます。

本町でも、県で本格的に実施され始めました大気中の放射線の常時監視データの情報の活用とともに、原発災害体制に向けての地域防災の見直しを含め、今後、防災体制、特に地域連携のあり方について検討を始める必要があると考えますが、この点について町長の所見を伺います。

2点目でございます。有害鳥獣被害防止対策についてでございます。

近年、シカ、イノシシなど、農作物への被害が年々増加している状況にあります。その被害額は、平成21年度で全国で200億円に上ると言われており、またその一方で、狩猟者数は平成21年度全国で約18万人とピーク時の約40%弱と減少傾向にあり、農業被害が一向に減少しない現状にあります。

このため、国では、わな特区による有害鳥獣対策を平成21年度7月から本格的にスタートさせており、わな猟の免許者の増加を図った結果、有害鳥獣の捕獲数が増加し、特区においてはそれなりの成果があったと聞いております。全国的には、こうしたわな特区を拡充するには自治体、猟友会、農家の連携が必要不可欠で、なかなか進捗しない現状にあるということも一方では聞いております。また、有害鳥獣の侵入を防ぐため、電さくや防護さくの設置により被害防止対策に取り組んでおられるところも多くあり、こうした対策の成果も見受けられております。今後、有害鳥獣の捕獲と同時に有害鳥獣防除施設の設置、民家への侵入を防ぐ緩衝帯の整備など、総合的な対策が必要となってきたと考えております。

本町におきましても、シカやイノシシなどによる農作物への鳥獣被害、またシカと車両との事故や民家近くへの侵入など、シカ、イノシシの行動範囲も年々拡大しており、有害鳥獣被害も増加傾向にあります。

来年度予算の中にも、有害鳥獣被害防止対策事業を本町において積極的に進められておるところでございますが、そこで1つ目、ここ数年の有害鳥獣の捕獲数と農作物被害の件数の推移、狩猟免許者数とわな猟免許者数の推移。3点目、これまでに設置されてきた防護さく等、町内の対策地域。4つ目、これまでに実施されてきた有害鳥獣被害防止対策の状況とその成果、ま

た今後の取り組み状況について、以上4点について伺いたいと思います。

以上、質問を終わります。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） おはようございます。

本日の一般質問、よろしく願いいたします。

ただいま、角田議員から垂井町の防災計画の見直しについて及び有害鳥獣被害の防止対策についての2点がございました。私のほうからは、地域防災計画の見直しについてお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

まず、今回の東日本の大震災に際しましては、今なお30万人以上の方が避難生活を余儀なくされ、1万5,000人以上の方がお亡くなりになられ、3,000人以上の方がいまだに行方不明という悲惨な状況が続いております。被害に遭われました皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

さて、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故の発生により、放射性物質の拡散による住民の避難、生活活動の停滞など従来の想定を超える被害が長期的かつ広範囲に及んでおります。このことは、まさに対岸の火事としてとらえるのではなく、我々の地域においても、若狭湾沿岸に14基もの原子力発電所があるということから考えれば、本町においても、原子力発電所の災害が起こった場合には、町民の生活にも重大な影響を及ぼすおそれがあることが十分に考えられるところでございます。原子力災害に対する本町の対応は明確にしておく必要があるという認識は持っております。

しかし、その際、考慮しなければならないのは、この原子力災害の特殊性ということだと思っております。放射性物質、または放射線の存在は直接感じることで、目に見えるものではなく、五感で感じることはできません。一般的な災害とは異なりまして、それに対処するにはやはり放射線に関する基本的な知識が必要になってまいるというふうに思っております。

また、この事故というものは、原子力事業者の活動等によって発生するものであります。そうした防災対策には、専門的な機関の役割や指示、あるいは助言等が大変重要になってくるものというふうに思っております。

そういった中で、岐阜県では平成23年11月に今回の大震災により明らかになった震災対策の現状と課題を洗い出すとともに、岐阜県で大規模震災が発生した場合を想定して、岐阜県として教訓にすべき事項を検証するため、県内の各界各層の有識者から成る震災対策検証委員会を立ち上げ、原子力分野も含む防災体制、防災対策への提言を受け、第1回目の岐阜県地域防災計画の修正を行ったところであります。

また、国の中央防災会議は平成23年12月に今回の大震災を踏まえ、津波災害対策編の新設、地震・津波対策の抜本強化のほか、最近の災害等を踏まえ、防災対策の見直しを反映させ、防災基本計画の見直しを行っており、平成24年4月に原子力災害対策編の防災基本計画の修正が

行われる予定であります。その中で、特に今回問題になっておる原子力に関する法整備につきましては、平成24年1月に原子力災害対策特別措置法改正案が示され、原子力防災の技術的、専門的事項を示す原子力施設等の防災対策について、防災指針と言われますが、の見直しに取り組みられております。

このような流れの中で、今回の大震災で明らかになった多くの原子力防災に関する課題に対処すべく、平成24年4月に改正原子力災害対策特別措置法の施行、防災指針の改定、原子力規制庁の発足が予定されております。岐阜県の地域防災計画は、国の防災基本計画、改正原子力災害対策特別措置法、改正防災指針に準拠した形で見直されるとともに、平成24年8月の完了を目標に、今回の福島第一原発と同様の放射性物質の放出があった場合を想定し、岐阜県独自の放射性物質拡散想定調査を実施し、放射性物質拡散想定図の作成に取り組んでおるところであります。その結果も計画の見直しに反映されるため、第2回目の岐阜県防災計画の修正が平成24年9月ごろにはまとまるのではないかとこのように考えております。

以上のことから、国・県の原子力分野に関する方針が平成24年度中にある程度固まってくるものと考えております。

議員もおっしゃいましたが、原子力災害が発生した場合、その被害は広域にわたり、町単独で対応できる部分というのはある程度限られてくるものと思います。そういった中であって、国・県との連携がどうしても必要になってまいります。したがって、防災計画の見直しにおいては、国・県の原子力安全防災対策の見直しの後に、それを受けて考えてくるものと考えております。

ただ、平成24年度は議員からの御指摘もございましたが、防災行政無線の実施設計や集中豪雨対策、災害時の受援体制の整備、また災害時に初動態勢を確認するための職員のメール、そういった対策を講じておるところでございます。今後も、地域住民により密着した基本的な防災体制の整備を図ってまいりますので、何とぞよろしくお願いをしたいと思います。

有害鳥獣につきましては、担当から説明させていただきます。

議長（広瀬文典君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 角田議員から、有害鳥獣被害の防止対策につきまして4点ほど御質問がございましたのでお答えをさせていただきます。

まず、ここ数年の有害鳥獣の捕獲数でございますけれども、垂井町有害鳥獣捕獲隊による捕獲数が、平成21年度はイノシシ、シカで59頭、平成22年度は38頭、平成23年度は15頭であります。産業課が対応しました頭数は、平成21年度のイノシシとシカで28頭、22年度は60頭、平成23年度は23頭となっております。

作物被害につきましては、大規模農家及び集落営農組織への取り組み調査によります平成21年度の被害面積は約16.3ヘクタール、被害金額は367万5,000円、平成22年度の被害面積は16.1ヘクタール、被害金額は363万1,000円、平成23年度は被害面積は12.3ヘクタール、被害金額は

115万9,000円となっております。

ここ数年の狩猟免許者数ですが、平成21年度は22名、平成22年度は20名、平成23年度も20名となっております。

これまで設置した防護さく等の対策地域ですけれども、平尾地区で1.2キロメートル、宮代地区で1.3キロメートル、府中地区で6.2キロメートル、岩手地区で3.3キロメートルにおいて防護さくを設置しております。これまでに実施してきました有害鳥獣被害防止対策の現状と今後の取り組みでございますけれども、有害鳥獣捕獲業務委託によりまして、垂井町有害鳥獣捕獲隊によりまして団体捕獲を実施しております。また、垂井町鳥獣害防止事業補助金によりまして電気さく等の防除施設に対する補助金の交付及び狩猟者の後継者育成のための狩猟免許取得費用に対する補助金の交付を実施しています。平成23年度におきましては、防除施設に対する補助は19件、狩猟免許取得者は2名あり、今後も引き続き実施していきたいと思っております。

また、ことしより里山整備事業を実施しております。現在、栗原地区におきまして約2キロを実施したところでございます。今後、箇所を選定し、整備を実施してまいりたいと思っております。

今年度、有害鳥獣によりまして農林業の被害防止のための施策を総合的、かつ効率的に推進するために垂井町鳥獣被害対策協議会を設立しました。この協議会におきまして、平成24年度から国の施策によりまして鳥獣被害防止総合対策によりまして金網さくの設置及び里山整備をさらに促進してまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。  
議長（広瀬文典君） 4番 角田寛君。

〔4番 角田寛君登壇〕

4番（角田 寛君） ただいま町長、並びに産業課長さんのほうから御回答をいただき、ありがとうございます。

特に地域防災計画については、国・県の動向を見ながら、ぜひ24年度に向けて見直しのほうをよろしく願いしたいと思っております。

2点目の有害鳥獣被害についてですが、今後とも産業課のほうで進められていくということでご心強く思っておりますけれども、わな猟の点について少しお聞かせ願えればと思っておりますが、よろしく願いします。

議長（広瀬文典君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 角田議員から再質問のわな猟につきましては、平成21年度につきましては13件、22年度も同じく13件、23年度につきましては12件のわなを仕掛けております。地域につきましては、垂井町全体でやっておりますので、どこで何件というのはちょっとここまでは把握しておりません。

捕獲数につきましては、今言いましたように、そのままわなの件数イコール13件、22年度も13件、23年度につきましては12件でございます。よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） 7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

7番（吉野 誠君） 地域の文化遺産を生かした観光振興、地域活性化事業についてであります。

二、三年前、垂井町漆原に武家住宅があったんですけど、ある日突然、所有者の意向で壊されてしまいました。そういう点で、垂井町はどうしておったかなという思いがありましたので質問いたします。

垂井町の町指定文化財以外の歴史的古い建造物等の指定、例えば旧垂井で言えば亀丸屋さんとか、表佐で言えば清水家の門とか屋敷がありますが、そういう指定登録制度を設けてはいかがでしょうかという質問でございます。

それから質問2、地域の文化遺産を生かした観光振興、地域活性化事業という法律がありまして、これは3年間100%の補助が出る法律であります。また、もう1つは、歴史まちづくり法という法律がありまして、これは町がしっかりした申請をつくってやれば、国から4割の補助が出てくる法律であります。それからもう1つ、東京に文化財団助成団体というのがありますが、そこに申請すると補助金が出てきます。それらの補助金を垂井町は活用するという考えがあるかどうかをお聞きします。以上です。

議長（広瀬文典君） 生涯学習課長 多賀清隆君。

〔生涯学習課長 多賀清隆君登壇〕

生涯学習課長（多賀清隆君） 吉野議員の御質問にお答えをいたします。

大きくは建造物の登録と文化財補助についてであります。まず初めに垂井町の歴史建造物についてのお尋ねであります。現在の垂井町における歴史的建造物等を保護する制度といたしましては、国・県・町による文化財の指定制度と国による登録文化財制度があります。しかしながら、現在の基準では文化財として認定されていなくても、将来価値を見出されて新たに文化財として認定されるものも町の中には眠っているという可能性もございます。このような歴史的建造物の原石を守っていくために、町独自の登録制度を考えています。そのためには、町内に所在する古民家などの調査を行い、まずどのようなものがあるかをリストアップする必要があるものと思っております。来年度、垂井町文化財保護協会では、町内の古民家調査を行う予定であると聞いています。協会の助けをかりながら、町内に眠る価値ある歴史的建造物の洗い出しを行っていくよう考えています。その中から、所有者の了解が得られたものにつきましては、台帳に登録し、歴史的建造物の保護に努めていきたいと思っております。

次に、地域の文化遺産を生かした観光振興、地域活性化事業についてであります。地域の文化遺産を生かした観光振興、地域活性化事業は、1つ目として地域の文化遺産を生かした観光振興、地域活性化事業、2つ目にミュージアム活性化支援事業、3つ目に重要文化財建造物等公開活用事業、4つ目として史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業の4つの事業について補助を行うもので、今年度より始まった新しい事業でございます。

しかし、この事業内容については、それ以前に行われていました伝統文化こども教室や埋蔵文化財保存活用整備事業費国庫補助金などを廃止して統合したものとされています。町では、これまでにこれらの補助制度を利用して、こども教室の支援のあっせんや埋蔵文化財の展示会などを行ってきました。今後も、活用できる機会があれば積極的に取り組んでいきたいと思っております。

次に、歴史まちづくり法についてでございますが、歴史まちづくり法は、正式名称は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、愛称として歴史まちづくり法、または歴まち法であります。

歴史まちづくり法では、地域固有の風情、情緒、たたずまいなどの歴史的な環境を維持・向上させ、後世に継承するために平成20年度に制定されたものでございます。この法律により、歴史的風致維持向上計画を作成し、国により認定されますと、建造物の復元修理や伝統行事の開催などのハード・ソフト面でそれぞれ2分の1から3分の1の補助が受けられるというものでございます。今までに、全国的には31の計画が事業認定されているところでございますが、事業計画の策定には、国指定文化財を含む歴史的風致をしっかりと把握することが必要であるとされています。

現在、垂井町では史跡美濃国府跡の保存管理計画の策定にあわせて、町内に所在する文化財の掘り起こしを行っているところでございます。まずは美濃国府跡保存管理計画の策定をしっかりと行い、その後で歴史的風致維持向上計画については調査・研究をしまいたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、文化財団の助成についてでございますが、文化財団の助成につきましては、住友財団のほか多くの財団で文化財に関する助成事業が行われています。垂井町では、平成15年度において財団法人地域創造が行う地域伝統芸能等保存事業の助成を受けて、垂井曳軸祭り、表佐太鼓踊りや伊吹祭りの映像記録を保存するといった事業を行ってまいりました。今後も文化財団の助成が活用できる機会を見つけ、文化財の保護に努めてまいりたいと思っております。

以上、御理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 吉野議員から、地域の文化遺産を生かした観光振興、地域活性化事業、並びに歴史まちづくり法、文化財団助成の補助を利用することについてということで御質問がありました。お答えをさせていただきたいと思っております。

観光の面から、史跡及び文化財は貴重な資源であり、歴史的建造物を活用することは重要なことであると考えております。来年度、調査業務を計画しております時雨庵は、約160年前に句会を開くため建築をされたもので貴重な歴史的建造物の一つであると認識しております。

そこで、社会資本整備総合交付金の中の既存建物の活用事業を利用し、24年度調査業務を行います。この事業は、歴史的建造物等既存建造物を活用する際の購入、移設、改築に要する費

用に対して補助するもので、調査費用等のソフト面にも利用可能な事業で、補助率は40%であります。

しかし、歴史的建造物等はほとんどが個人資産であり、所有者の方の御理解、また周辺に住まれる方々の御協力は不可欠であると考えております。行政主導ではなく、地域住民が一体となりまちづくりを目指していくことこそ、住民協働のまちづくりになると考えております。今後は、議員の言われる補助事業の利用も検討し、観光・文化の両面を視野に入れ事業展開をしていきたいと考えているところでございますが、単に歴史上価値の高い建造物が存在するだけでなく、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開され、初めて歴史的風致が形成されるものと歴史まちづくり法でも定義されているところでございます。したがって、一足飛びに整備に着手するのではなく、現在曳軸祭りを初めとするさまざまな活動をする人々や暮らす人、今後も暮らしていくという人との一体となった取り組みを行うことにより、人が集まればおもてなしもできるまちづくりを目指していきたいと考えております。

なお、文化財等の指定・保存等は生涯学習課が管轄しておりますので、今後も連携を密にしながら、観光資源となり得るものにつきましては積極的に活用していきたいと存じますので、御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） 2番 中村ひとみ君。

〔2番 中村ひとみ君登壇〕

2番（中村ひとみ君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

住民の健康を守るためにお伺いいたします。

初めに、胆道閉鎖症早期発見のための便のカラーガードについてお伺いいたします。

妊娠した女性に交付される母子健康手帳に、4月から赤ちゃんの便の色を7色の見本で示す便カラーカードがとじ込まれることになりました。1万人に1人とされる難病、胆道閉鎖症の早期発見につなげるためであり、見本があれば家庭で判断しやすくなると期待されております。専門医は、異変を感じたらすぐに受診をと呼びかけております。

胆道閉鎖症とは、胆汁の通り道である胆管が生まれつき、または生後間もなく完全に詰まってしまい、胆汁を腸管内へ排出できなくなる病気です。腸管内では胆汁は有効に作用しますが、肝臓内にとどまると黄疸を引き起こし、さらには肝臓の組織が壊され、繊維がたまってかたくなる胆汁性肝硬変症という状態になると治ることはないと言われております。

また、胆汁が腸管内に排出されないと脂肪の吸収が悪くなり、これと一緒に吸収されるはずのビタミンKの欠乏が起こります。ビタミンKが欠乏すると出血しやすくなり、脳出血を起こす危険性が高まります。約1万人に1人の頻度で出生すると言われており、年間100人から120人の胆道閉鎖症の赤ちゃんが出生します。女の子に男の子の2倍多く発生し、病気の原因はいまだわかっていませんが、お母さんの体内で一度つくられた胆管が、何らかの炎症により閉塞するものが多いと言われております。手術法には、胆管の閉塞部を取り除いて胆汁の流出を図

る方法と、肝臓自体を取りかえる肝移植手術がありますが、まずは胆汁の流出を図る方法を行うのが一般的であります。

このような治療法で大切な赤ちゃんの命を守るためには、一日も早い病気の発見が必要なことは言うまでもありません。胆道閉鎖症の大きな特徴は便の色です。胆汁が胆管に流れないため、便は白っぽいクリーム色、またはレモン色になってくるため、最初に紹介した便のカラーカードでの早期発見が重要となるわけであります。便のカラーカードは、赤ちゃんの便の色を観察するという簡単な方法で、赤ちゃんに痛みや傷を伴う処置は一切ありません。胆道閉鎖症の患者は、生後60日まで便色の異常を認めることが多いと言われていますが、生後4カ月ごろまでは便色カードを使い、注意深く赤ちゃんの便を観察していく必要があると言われております。

便色カードがとじ込まれた母子健康手帳の配付が待たれる今、実施方法について課題も見えてきていると思われまます。それは、1.便の色を確認するのは簡易ではありますが、便の色、症状が出始める時期等に個人差がある。2点目、医療、保健関係者、例えば1カ月健診の時点、家庭訪問の時点など、その時々便の色しか確認できないために限界がある。3点目に、毎日赤ちゃんとは接している保護者が胆道閉鎖症についての知識がなければ、発見がおくれてしまうということです。これらの課題を踏まえ、今後、より効果的なカラーカードの使用方法を確立するためには、保護者、医療従事者、保健関係者がスクラムを組むことが大変に重要になってきます。具体的には、医療、保健関係者が胆道閉鎖症について理解を深め、生後2カ月過ぎまでの赤ちゃんの便の色や症状をさまざまな機会をとらえて確認すること。また、保護者が胆道閉鎖症についての知識が得られるように指導するとともに、特に生後4カ月過ぎまでは赤ちゃんの便の色に注意を払うよう積極的に指導を行い、保護者に意識づけをしていくことが不可欠と考えます。

そこで、健康福祉課長に4点お尋ねいたします。

1点目、保健関係者である保健師、助産師の研修はどのようにされるおつもりでしょうか。2点目、保護者への情報提供はどのようにお考えでしょうか。3点目、産婦人科、小児科等医療機関との連携はどのようにされるのでしょうか。4点目、町のホームページ掲載や医療機関にポスターを張るなどさまざまな工夫が必要と思われまますが、周知・啓発の徹底はどのようにされるのでしょうか。

続きまして、アレルギー患者の命綱であるエピペンについてお尋ねいたします。

食物や薬物、ハチの毒などによるアレルギー症状はさまざまですが、中でも呼吸や血液循環に影響するような重篤な反応を起こし、急激に症状を進行するアナフィラキシーショックと呼ばれるアレルギー反応は恐ろしいものです。この場合、30分以内にエピペンを打てるかどうかが生死を分けることさえあると言われております。エピペンとは、患者が病院に駆けつける前に使い、症状を和らげるための補助治療薬、アドレナリン自己注射薬のことでありまます。サインペンのような形状で、安全キャップを外し、太ももに押し当てて使用することにより、広がっ

た血管を収縮させて、脳への血流を確保し、また収縮した気管支を弛緩・拡張させることで呼吸を確保する働きがあります。

一方で、エピペンの価格は1本1万2,000円から1万5,000円程度、有効期限も入手から1年余りであることから、患者の負担が重いとの指摘もありました。命にもかかわる薬剤が保険の対象になっていないのは問題だと、保険適用の必要性を主張。ついに、昨年9月22日から保険適用が実現いたしました。これによって、子供たちが登校するときに携帯したり、一家で複数のエピペンを所有することが可能になるなど、アレルギー患者が安心して暮らせる社会に一步近づくことができました。今後、エピペンの使用者が大幅に増加することが見込まれます。それに伴い、保護者、家族はもちろんのこと、学校関係者や救急救命士への研修をより充実・徹底させていくことも重要な課題であります。

そこで、まずお伺いする1点目は、自己注射薬エピペンの町民への周知に関してであります。このエピペンが必要とされるのは、以前にハチに刺された経験のある人や、以前にピーナツ、そばなどの食物アレルギーなどで著しく重い反応があった人など、アナフィラキシーショックのリスクがある人になります。入手方法は、まず専門の医師の診察を受け、アレルギー検査後、処方せんの交付を受けることでエピペンを携帯することができます。そして、緊急時に備えることができるのです。そこで、広く町民にエピペンの効用や入手方法、対応できる医療機関などを周知していただけるような施策が必要と思いますが、御所見をお伺いいたします。

2008年4月文部科学省より、学校がアレルギー患者の児童・生徒にどう対応すべきかをまとめた初のガイドラインが発表され、また2011年には保育所向けのガイドラインも発行されました。その中で、アナフィラキシーショックに対処するエピペンを本人にかわって教職員が打つことは、医師法に違反しないとする初めての見解が示されました。

また、教職員が発見者になった場合、この自己注射薬を打つなどの対応がとれるよう、教職員全員が情報を共有し、緊急時の準備をしておくことを求めています。

そこで、お伺いする2点目は、教職員がハチアレルギーなど多種のアレルギー疾患の特性について正しい知識を持つこと、そして児童・生徒のアレルギー疾患などについて実態を知っておくことが重要かと思いますが、どのような対応をしているのか、お伺いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。御答弁をよろしくお願いたします。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） 中村議員の御質問の、胆道閉鎖症早期発見のための便のカラーガードについて、私からお答えをさせていただきます。

胆道閉鎖症は、議員御指摘のとおり、胆汁の通り道である胆管が生まれつき、または生後間もなく完全にくっついてしまい、胆汁を腸管内へ排せつできないのがこの病気でございます。この病気では、生まれてから数カ月以内の赤ちゃんに皮膚や眼球結膜の黄染と白っぽい色の便、濃い黄色の尿が見られ、便の色を観察することによって早期発見することができるかとされてお

ります。

母子保健法施行規則の一部を改正する省令が平成23年12月28日に公布され、平成24年4月1日から母子健康手帳の様式の一部が改正されることとなりました。新たに胆道閉鎖症等、生後1カ月前後に便色の異常の有無を確認する便色の確認の記録欄が追加されたところでございます。私、この見本を持ってきておりますが、こういった形で掲載されております。上へ行くほど症状が悪いという状況でございます。こういったものが24年4月1日から追加され、それぞれ周知をしていくこととなっております。

本町では、従来から県が作成しました胆道閉鎖症便色カラーシートを母子健康手帳の交付にあわせて配付し、赤ちゃんの便の確認を呼びかけてまいりました。それがこの1枚物、はがき状のものでございます。これはもう既に垂井町が取り組んでいるものでございます。

議員御質問の1点目の保健関係者の研修でございますが、県が主催します母子保健関係の会議におきまして、母子健康手帳の様式の改正についての意見交換を行っておりますし、今後もさまざまな機会を利用して、専門職としての資質向上に努めてまいりたいと思っております。

2点目の保護者への情報提供と4点目の周知・啓発でございますが、引き続き母子健康手帳交付時に御説明させていただくとともに、生後2カ月ごろに実施しますこんにちは赤ちゃん訪問や、4カ月児健診の際に便色の確認がなされているのかの聞き取りをしてみたいと思っております。

3点目の医療機関との連携でございますが、医療機関では1カ月健診の際に便の色の確認を聞き取りで行っている状況でございますので、これからもその医療機関については、しっかりと母子健康手帳の確認欄の確認をしていただきますよう、周知をしてみたいと思っております。

今後におきましても、便の色に少しでも異常があれば医療機関での受診を勧奨し、疾病の早期発見に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 乾豊君。

〔学校教育課長 乾豊君登壇〕

学校教育課長（乾 豊君） 中村議員の御質問のエピペンについて、教職員の対応及び児童・生徒のアレルギー疾患の実態把握についてのお答えをさせていただきたいと思っております。

議員御指摘のとおり、文科省から平成20年6月4日付で各都道府県教育長あてに、学校のアレルギー疾患に対します取り組みガイドラインについて示されました。このガイドラインにつきましては、町内の各小・中学校に平成20年6月20日付で配付をいたしまして、活用するように周知をしておるところでございます。

このガイドラインにつきましては、アレルギー疾患はまれな疾患ではなく、学校やクラスに各種のアレルギー疾患を持つ児童・生徒がいることを前提とした学校保健の取り組みが求められる状況であることや、アレルギー疾患への取り組みを進めるに当たっては、個々の児童・生

徒の取り組みが医師の指示に基づくものとなるような仕組みをつくること。さらには、学校におきます各種の取り組みが医学的根拠に基づきまして、安全確実に効率的な方法で実施されることが提言されております。

そして、議員御指摘のとおり、エピペンについてのガイドラインにも、全教職員の共通理解が示されております。このガイドラインに沿いまして、教育委員会といたしましても、児童・生徒がエピペンの処方を受けている場合には、すぐに対応できるように指導しております。

エピペンの使用については、本人もしくは保護者らがみずから注射する目的でつくられたもので、注射の方法や投与のタイミングは、医師から処方される際に十分な指導を受けております。過去に、不破中学校に在籍した生徒がこのエピペンを使用しておりました。教職員も、エピペンに関する一般的知識や処方を受けている児童・生徒名や、その対応方法についての情報を共有しております。これは、予期せぬ場面で起きたアナフィラキシーに対し、教職員もだれもが適切な対応をとるためには不可欠であるということからでございます。万が一、アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員が、人命救助の観点からエピペンをみずから注射できない状況にある児童・生徒にかわって注射することができる体制をとっております。

次に、園児・児童・生徒のアレルギー疾患の実態把握についてのお答えでございますけれども、これは入学時、あるいは進級時に保護者及び本人から児童・生徒のアレルギー疾患の実態について調査をいたしまして把握をしております。その際、保護者の意向や対応方法を聞き取りまして、教職員が対応できるようにしております。その調査をした情報について、教職員のだれもが知っており、緊急時に対応できるようにしております。

また、園児、あるいは児童・生徒には、給食後、湿疹やじんま疹等の症状が出た場合には、すぐに学級担任に申し出るように指導しておるところでございます。

今後におきましては、園児・児童・生徒等のアレルギー疾患について、医療機関とも連携を図るとともに、PTA総会等を通じまして周知をしまいたいと思いますので、御理解を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳 理君） 議長のお許しをいただきましたので、私のほうから3点にわたり御質問をさせていただきます。

まず1点目、いじめについてでございます。

先月の新聞報道で、県教育委員会は県内公立小・中・高における2011年4月から12月期のいじめが前年同期比20%減となる2,561件であったと発表がありました。その分析において、パソコンや携帯電話等による誹謗中傷が近年増加傾向にあり、また中学1年生が全体の2割を占める最も多い傾向となっております。

さて、垂井町においては、いじめがどのような実態であるのか、学校別の件数については、個人を特定しやすい状況を考えますとお答えにくいと思いますので、あるのかないのかについ

てお聞きいたします。また、あるとしたら、どのような形で発見されたのか。教職員から、児童・生徒本人から、本人の保護者からなのかについてもお聞きいたします。さらに、発見直後の対応はどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

県の調査結果から、いじめの問題の取り組みとして、いじめに対する方針や指導計画などを地域へ公表、PTAや地域住民との協議が増加している傾向にあるとありました。本町でも、このような公表や協議が行われているのか。個人を特定しやすい小学校区においては逆効果になるおそれがありますので、慎重に取り組みたいと思いますが、どのように考えておられるのか。以上の点について、教育委員会の御所見をお尋ねいたします。

続きまして2点目でございます。

先ほど同僚議員からも同様の質問がございましたが、重複するところもあろうかとは思いますが、お答えいただきたいと思えます。

放射能漏れ事故後の対応についてであります。

昨年の3・11の東日本大震災が発生して、はや1年がたちました。震災による津波が原因となる東京電力の福島原発が放射能漏れ事故を起こしたことは、今も鮮明によみがえってきます。東京電力や原子力委員会の事故後の対応には大変憤りを感じるどころであり、事故後の状況確認のあり方や避難区域等の判断の甘さなど、政府の対応にもあきれ返って、怒りさえ感じる思いであります。

さて、この西濃地域を見てみますと、福井県内には多くの原子力発電所があります。先月20日には福井県内の全原発が停止し、再稼働の見通しは立っておりません。しかしながら、原子炉は残ったままであり、廃炉にするための使用済み核燃料などの処理には多くの課題があると思えます。

このような状況下で福島原発のような事故が起き、施設内で放射能漏れ事故を食いとめることができなければ、岐阜県内に飛散するおそれは十分にあります。北西からの風向きを考えたときに、垂井町はおるか、西濃全域に飛散する可能性は否定できません。このことは、今月初めに県内有志による美浜からの風船飛ばしの調査によって明らかになっております。垂井町では、3時間以内に飛来が確認されております。

3・11の地震・津波による福島原発事故を受け、岐阜県では新年度の方針の中で原子力防災室の新設を打ち出しております。室内には専任職員を配置し、原子力の知識を持った職員が採用されると聞いております。また、原発30キロ圏内となる揖斐川町内には、放線量まで測定可能な線量計を配置したモニタリングポストが設置されます。さらに、県地域防災計画の見直しや放射性物質の拡散想定図の作成、放射性物質の拡散状況を予測するシステム「SPEEDI」の導入が来年度より決まっております。3・11から節目となる1年が経過し、町民の関心は非常に高くなっておられると思われまます。こうした県の取り組みを踏まえ、垂井町では今後どのような対策を講じていくのか、放射線量の測定をどのように行うのか、県との情報交換や連携をどのように考えていくのか、また近隣市町との対応と連携をどのように考えているのか。県

防災計画の見直しを踏まえ、想定されていなかった放射能汚染について加筆する必要があると考えますが、垂井町防災計画の見直しをどうするのか。また、避難先となるべく地域協定を結ぶ予定があるのか、課題を一つ一つ整理をし、町民に安心と安全を確保するための防災体制強化をいかに考えておられるのか。

また、平成24年度予算では、雨量計の設置や職員向けのメール配信システムなど、防災向けの新たな予算組みがされておりますけれども、放射能にかかわる部分は配慮されていないように思われます。

以上、数点にわたり、中川町長の所見をお尋ねいたします。

続きまして、障がい者福祉についてお尋ねをいたします。

身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の改正が本年4月1日に施行されるに当たり、実施主体の岐阜県から垂井町へ事務移譲される場合、人的な対応を含め諸対応についてお尋ねをいたします。

高齢化に伴い、障がいを持つ方の生活不安や身の回りの世話など、御家族の相談に応ずる身体障害者相談員の現況はどうなっているのか。身体障害者手帳の最近の交付状況はどうなっているのか。また、今後の障害者相談員の活動について、垂井町と社会福祉協議会、また障がい者団体との連携はしっかりととれていくのか。

次に、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第6章第32条に、町は障がい者の福祉に関する事務を掌握する部局、または施設において障害者虐待防止センターとしての機能を果たす規定、第33条において障害者虐待防止センターの業務の一部を委託することができるのとあります。さらに、第34条では障がい者福祉、または権利の擁護に関し、専門的な知識、または経験を有し、かつこれらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならないと規定をされております。障害者虐待防止センターやその機能をどのように考えているのか。また、第34条の努力規定について専門職員の配置を行うのか。また、配置を行わない場合、委託するのか。委託先は具体的にどこになるのか。さらに、委託先において兼任などの対応となる場合、担当職員の負担増となって形ばかりにならないか。そうした際に、町としては支援体制をどのようにされるのか。以上の点について、健康福祉課長にお尋ねをいたします。

議長（広瀬文典君） 教育長 渡辺眞悟君。

〔教育長 渡辺眞悟君登壇〕

教育長（渡辺眞悟君） 藤墳議員の、いじめとその対応についてお答えいたします。

垂井町の学校教育は、人命と人権尊重の精神を基盤として、志を持ち、夢を描き、ふるさとに誇りと愛着を持った人間性豊かな児童・生徒の育成を目指しております。特に豊かな心の育成を目指し、豊かな人間性をはぐくむ教育を推進することが他を思いやる心を持った児童・生徒の育成につながり、議員も願っておられますいじめをなくす取り組みと考えております。

なお、18年度の調査からいじめのとらえの見直しがされ、個々の行為がいじめに当たるかど

うかの判断は、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとするに変更になりました。

さて、議員の御指摘のとおり、いじめの現状につきましてですが、大変つらいことではございますが、垂井町内でもいじめは起きております。町内の各小・中学校ごとの発生件数や具体的な内容については、申しわけございませんが、本人の特定がされることが危惧されますので公表はできません。御理解いただければと思います。ただし、平成21年度から23年度の3年間だけでございますが、県のデータと同様に、垂井町はいじめの件数も随分減少してきております。

2つ目のいじめの把握について回答いたします。

いじめの把握につきましては、学級担任を初め全教職員が子供につき、また登下校時の表情、それから遊びのときの様子、対話の様子、また個別教育相談から把握をしております。さらには学校が月一、二回毎月行っている悩みアンケートの相談から、養護教諭や臨床心理士等の個別相談から、保護者からの相談から、地域の方々からの情報からです。把握の割合につきましては、保護者からの相談、それから学級担任等教職員の把握が一番多い状況でございます。

いじめ後の対応につきまして、いじめの未然防止に日ごろから一生懸命取り組んでおりますが、万一いじめが起きたときには即対応に努めております。すぐ、いじめられた児童・生徒及び保護者から事情聴取します。いじめたと言われる子からも話を聞きます。そして、本人及び保護者に入ってもらい解決を図り、早期に学校に登校し、仲よく生活できるように努めております。同時に、ほかにいじめがまだ起きていないか、緊急のアンケートもその時点その時点で行います。また、教育相談も実施いたします。そして、心のケアをしております。学級担任を中心として、養護教諭、臨床心理士も含め複数の教職員で協力して継続して心のケアを図っていきます。その際、PTAの役員の方々にも大卒の状況を説明する場合もございます。個人の特定がされないように十分配慮して進めていっている現状でございます。それは、だれもお互いにかけてあげられない存在である。そして、いじめというものはいつでも起こり得るし、いじめられた側といじめる側がすぐ逆転する場合があることも踏まえてのことでございます。

いじめ問題の取り組みについてでございますが、議員御指摘のようにPTAや地域団体の方々にも、今後さらにいじめ防止の方針や、そのやり方、進め方等をいじめの防止のために広く進めていく必要がございます。まず、いじめに対する学校の方針を伝えます。そして、お互いの命、人権を大切に、だれもが楽しかったと言って毎日学校から家へ帰ることができるようにという意味でございます。また、いじめは絶対に許されないこと、そして、いじめがあると把握した場合は、すぐ対応する等でございます。このことについては、PTA総会や学級懇談会、また児童・生徒にも伝えます。それから、学校評議員の皆様方にも広く方針や計画を伝えて、いじめが起きないように進めていこうと思っております。

最近、パソコンや携帯電話等の中傷が増加傾向にございます。町内でも過去にございました。学校における情報モラル教育の充実を図っております。また、携帯電話が必ずしも必要がなければ持たせないことや、パソコン、携帯電話の活用についてフィルタリングをしていただ

くことも保護者の方々をお願いをしているところでございます。

いじめの未然防止についてでございますが、地域の皆さん方やスポーツ少年団活動、公民館活動、ボランティア活動、伝統芸能の指導者の方々から教えていく場の中で、あいさつをすることの大切さやその実施。そして、その都度その都度教えていただいている折に子供のよさを伝えておっていただきます。また、PTAの方々を中心に、温かい言葉かけ運動を進めておっていただきます。

学校では、自他の命の大切さ、人権週間を中心とした人権教育を初め、だれもが安心して自分の思いや考えを表現できる学習集団を育成しております。そのために、教職員が1時間の授業でより多くの子供に子供のよさを伝えております。また、子供同士もお互いにいいところを伝え合っている取り組みをしております。さらには、習熟度に応じた少人数指導も含めて、どの子どもがわかる、できる授業改善に努め、基礎学力の定着に努めております。教育委員会といたしましても、人権フォーラムの開催や人権啓発活動、またいじめ及び教育相談対策委員会も年3回開催し、各学校の実践の共有といじめの未然防止及び早期対応の取り組みについて充実を図っております。さらには、町教育委員会、それから小・中学校、PTA連合会が連携して、家庭での子育ての充実もお願いしているところでございます。

今後、教育委員会、学校、全教職員、さらに保護者、地域の皆様方と緊密な連携を図りながら、いじめの根絶に努めてまいります。それは、どの子どもかけがえのない存在であり、他にはないよさを持っている存在だからでございます。議員の皆様方、住民の皆様方におかれましては、町内の園児・児童・生徒についていつも温かい言葉や心配り、まなざしをかけていただいておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上で回答とさせていただきます。御理解、御協力をお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 藤墳議員の第2点目の放射能漏れ事故後の対応について、私どもから御回答を申し上げたいと思います。

先ほど、角田議員に対します御回答の中で一部重複する部分が出てまいりますが、先ほど町長が御回答申し上げました内容も含めまして、現在、私どもが得ておる情報の範囲内で御回答申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず1つ目の、放射線量の測定についてでございます。

岐阜県では、23年度に検査機器を整備いたしまして、放射性物質モニタリング体制を強化されておりました。昨日の新聞でも報道されておりましたが、既設の4カ所と合わせて新たに6基の放射線観測モニタリングポストを整備したと、そのように報道がなされておりました。これは議員も御存じだと思いますが、昨日の15日から運用をスタートし、近隣の都道府県に立地する原子力発電所の事故などに備えまして、監視を強化するねらいでございます。

観測地点は、5つの圏域で各2カ所ずつの合計10カ所になったそうでございます。我々の西

濃圏域のポストといたしましては、大垣市、揖斐川町となっております、それぞれのポストは24時間体制で測定、観測値は専用の公式サイトで公表されまして、また地図上に10カ所の最新データが表示され、現在、線量率には異常ありませんなどといったコメントも掲載され、データは1時間ごとに自動更新されるなどといった内容でございます。既にごらんになられたかともわかりませんが、ぜひアクセスしていただければと、そのように思っております。

さて、このように岐阜県を初め一部の県内市町村におきましては、大気中の放射線量の観測が行われております。垂井町におきましても、緊急時に備えまして東消防署グラウンドにて1週間置きに線量測定を実施いたしまして、3月から近くホームページで公開をしていく予定でおります。また、緊急時の活動用にポータブル放射線測定器、正式名称は可搬型サーベイメーターと言うそうでございます。東消防署に配備をしておる状況でございます。

そのほか岐阜県では、水、あるいは食品、あるいは土壌用の検出器や農林畜産物用、また身体計測用の機器など、原子力災害で想定される主な検査機器の整備が23年度中に整備されるといった現状でございます。したがって、そういったようなことでよろしく御理解賜りたいと思います。

それから、2つ目の県との情報交換と連携についてでございますが、岐阜県は原子力発電所の立地県ではないために、原子力事業者におきましては、事故が発生した場合でも原子力災害対策特別措置法には事業者から原発のない岐阜県への通報義務は特に定められておりません。しかしながら、県境から30キロメートル範囲内におきましては4つの原子力事業所が立地されているために、福井、石川、静岡県内の5つの事業者との間では、異常時の通報はもちろんのこと、平常時においても、災害発生時につきましては、それを受けて岐阜県から垂井町へ連絡が入るといったような体制になっておるところでございます。そうした際には、当然ながら情報を集約いたしまして住民にわかりやすく広報いたし、かつ継続的な情報提供を行っていかねばならないと、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、現在岐阜県では、平常時におけますところの原子力防災対策や、災害発生時の初動態勢の助言、あるいは指導を目的とする岐阜県原子力防災対策専門委員、いわゆるアドバイザーでございますが、これも先ほど議員も触れられておりましたが、4名が既に就任しております。次年度から、議員の御質問にもございましたように原子力防災室が新たに設置されることにもなっております。したがって、そうした関係部局も含めまして原子力精通職員と十分連絡を密にしながら各種の対応を図ってまいりたいと、そのように考えておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

それから、3つ目の近隣市町との対応と連携、それから5つ目でございます避難先の地域との協定につきましては、関連がございますので、あわせて御回答を申し上げたいと思います。

御存じのとおり、昨年8月に岐阜県震災対策検証委員会から岐阜県知事あてに、このたびの震災に関しまして最終報告がなされたところでございます。その中には、岐阜県として教訓とすべき事項という項目がございます。その部分に、超広域災害が発生した場合には、県域

を越えて広域避難に備え、なおかつ被災者の把握方法についてや、また避難所の把握、開設、運営等に関しまして、都道府県同士の調整方法についても現計画の整理が必要であるといったようなことが提言としてなされておるところでございます。現状では、そうした提言に対します対応等、具体的な情報もまだおりてきておりません。今後の動向、それから見直し等を注視しながら対応してまいりたいと、そのように考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

それから最後になりますのが、垂井町防災計画の見直しについてでございます。

けさほども朝刊に「原発防災域拡大に反対 保安院 06年「混乱招く」といった見出しで記事が載っておりました。いわゆる原子力安全委員会が2006年の時点で国際基準、いわゆるIAEAでございますが、それに倣った区域にすべきだといったことを申したにもかかわらず、経済産業省の原子力安全・保安院が、「いや、社会的混乱を招くので国民の不安を増大させるおそれがある」といったようなことで、検討を凍結したといったような記事が載っておりました。このように、まだまだ原子力関係につきましても、国あるいは県のほうでも見直しがされておる段階でございますので、町の見直しにつきましては先ほど町長が申しましたとおり、その後に改定作業に入りたいと、そのように考えておりますので御理解賜りたいと思います。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） 藤壇議員の御質問の3点目、障がい者福祉についてお答えをさせていただきます。

初めに、身体障害者相談員の現状についてでございますが、現在、県と町から7名の方に委嘱をさせていただき、日々の障がいに関する相談や指導に御尽力をいただいております。相談内容につきましては、日常生活、仕事に関する相談が中心で、続いて援護制度、施設入所、あるいは施設利用、更生医療、補装具等々についての内容のものでございます。また、障がい者団体が開催する事業や会議等に参加するなど、障がいに関する理解を深める活動にも参加をいただいております。身体障害者相談員の選出につきましては、現在、岐阜県身体障害者福祉協会の会員の方をお願いをしており、今後につきましても各種団体との連携はとれていくものと考えております。

次に、身体障害者手帳の交付状況につきましては、平成23年度は新規及び更新なども含めまして176件で、この数年ほぼ横ばいで推移をしております。

続いて、障害者虐待防止センターやその機能につきましては、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が平成24年10月1日から施行されることに伴いまして、養護者による虐待の防止、虐待を受けた障がい者の保護及び障がい者や養護者への相談、助言といった業務を担うため、大変重要な機関であると認識をしております。

専門職員の配置についてであります。日ごろから障がい者の福祉及び権利の擁護に関する機関である更生相談所、法務局等の機関と連携し、業務を行っておるところでございます。今後につきましても、現在の体制で進めていく考えでございます。

また、センターの委託につきましては、役場窓口での相談や相談支援事業所、身体障害者相談員からの通報によりまして情報がいち早く入手でき、早期発見につながるのは役場窓口であると認識をしておりますので、今のところ委託する方向では考えてはおりません。その上、各福祉サービス事業所や学校、医療機関などとも連携を図っており、センターとしての機能を有している健康福祉課の窓口において設置していく考えで検討をしております。センターとしての機能を十分発揮できるよう、今後も垂井町障がい者自立支援協議会を初め関係機関とより緊密な連携を図り、障がいのある方の虐待防止体制づくりに向けて積極的に取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳 理君） 2番目の質問であります放射能漏れ事故後の対応についてですけれども、私、聞き漏らしたというよりは質問しなかったのが悪かったのかもわかりませんが、地域の連携等はしっかりと図っていくということでございますし、計画等も随時県の動向を見ながら進めていくということでございますので、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

最後に、いわゆる町から町民への伝達方法でございますけれども、当然防災無線が一番かとは思いますが、その伝達方法について今防災無線の見直しも含め、今後どういうふうに展開されていくのかをお尋ねさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 5番議員の再質問にお答えをいたします。

23年度に電波伝搬実験調査の補正予算をお願いいたしました。したがって、もう間もなく報告書が上がってまいります。垂井町の61年から現在の防災無線を稼働いたしておりますが、御存じのとおりテレビがデジタル化になりつつ、そういった傾向がございます。電波行政のほうにつきましても、消防署も来る数年後にはデジタル化の方向になるということも着々と準備が進められております。日本国内はデジタル化の方向にあるということがまず土台でございます。したがって、電波伝搬実験は老朽化しつつあるアナログの無線を、垂井町はこれからどうしていくんだといったようなことで、電波の調査をしながらデジタル化の方向に向けての検討をしてみたいというふうに考えております。したがって、当然ながらアナログからデジタルに変えるには、東海通信局の電波の変更の許可をいただかなければなりません。したがって、現在いただいておりますワット数から、どういったワット数を割り当てられるのか、その調査結果をもとにこれから検討作業に入らせていただきます。したがって、デジタル化の方向で今進めておりますが、そういったあらゆる手段を講じながら今後の対策を講じていくということで考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

〔「ほかの方法は」と呼ぶ者あり〕

ほかの方法は、例えば、まだ今年度当初予算でも上げさせていただいておりますとおり実施設計、先ほど町長も申しましたが、どういった方向で行くのかといったことを設計の段階で当然ながら決めていかなければなりません。例えばの例でございますが、戸別受信機をどうするのかといったことも検討の材料に上がってまいりますし、それから、そのほかを講じて、例えばメールといった方法も講じられます。いろんなメニューが種々多くございますので、どの方が安価でできるのかといったことも含めて今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） しばらく休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時55分 再開

副議長（栗田利朗君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 通告に従いまして、3点お尋ねをいたします。

第1点目は、表佐公民館に資料館を兼ねた表佐太鼓保管庫をと題してであります。正式には、表佐公民館敷地内に資料館を兼ねた保管庫を創設することを要望するものです。

現在、公民館敷地内南にある公民館倉庫は、外部デザインが大変すばらしいものです。前々から表佐太鼓踊り資料館と練習用太鼓保管庫の創設の要望がありました。この公民館建設時に袋小路になった敷地の所有者の方がおります。たしか2筆あったと思うんですが、その方の1筆はもう既に隣地に買い取られておられますので1筆になっていると思うんですが、その土地の買い取りを実は公民館建設のときにお2人の方から要望があったわけです。公民館敷地として買い取ってほしいというのがあったわけですが、そのときは要望はかなっておりません。その北側の敷地の一部を購入して、今現在手狭になってきている現在の公民館倉庫をそこへ移設して、今現在使っている公民館倉庫を太鼓の保管庫にならないかということです。非常に合理的で、また費用のかからないということでそれをお尋ねするわけです。

現在の公民館倉庫を表佐太鼓踊り資料館に衣がえをして、外装はできるだけそのまま内部改装のみを行い、人の出入り口を設け、表佐太鼓踊り資料館の標識をかける。できるだけ費用をかけずにできるということで、そういったことを要望するものです。

そこへ、太鼓踊りに関する資料、また練習用太鼓、その他備品を展示し、保管するということとその内容であります。

そこで、町長の平成24年度施政方針及び提案説明を見ると、6ページに「町の伝統文化を後世に継承するための施策を展開してまいります」とあります。7ページには、「文化の振興につきましては、地域に愛着と誇りを持てる伝統文化が継承されるよう文化財の保存と活用、郷

土芸能の後継者の育成支援を図ってまいります」とあります。そこで、表佐公民館敷地内に資料館を兼ねた保管庫を創設することを要望するものです。

平成12年の9月議会で、私は次のような質問をしております。その中の一つとして、現在の公民館が建てられるに当たり、公民館の屋根には表佐の伝統的な技術による表佐のかわらを使用してほしい。2つ目には、敷地内に井戸を掘り、ハリヨの池をつくれぬか。これはちょっと実現しませんでした。3つ目に、「細雪」の中の爛柯亭による蛭狩りが登場しますが、この建物をイメージしたデザインができないか。そのほか、身体障がい者・高齢者に優しい建物にしていきたい、その他もろもろあるわけです。

その中で、こういうのがありました。この公民館の隣接地のどこからも、この公民館の敷地に入退場できるような敷地の周囲をロータリー形式にするべきだと思いますが、いかがなものでしょうかというのがあるんです。ロータリー化にすることによって避難場所として、また防災上、防火上も非常に有効的な働きをしたいと思います。それと、道のない方、これが先ほどの言っていることなんです、この公民館ができることによって公民館の敷地内しか通れない方が出たわけなんです。この方たちにも、このロータリー化が非常に役に立つということを述べております。

それともう1点、全国太鼓フェスティバルに行ったときに日本太鼓連盟の副会長さんから、置いてたたく太鼓はどこにでもあるが、表佐の太鼓のように、これほど大きな太鼓をつけてたたくのはこの表佐にしかない。表佐の太鼓は日本一だと皆さんの前で言っていたのが記憶にあるわけですが、そのときにこう述べているわけです。これほどまでも対外的には評価が高い太鼓ではありますが、実情は全員が一堂に会して練習する場所さえないのが現実であります。今現在は南体育館の2階で、ほかの方に邪魔にならないような形で練習をしております。保存会の青年部の方より、太鼓の練習場がどうしても欲しいという要望がありました。欲張る言い方ですが、公民館の中に練習場をつくってもらえないかという要望をするわけです。

こういったことを平成12年に要望として出しているわけですが、これが今回と重なってくるわけです。以前、要望に対する質問をしたわけです。

以上のような平成12年に質問しているわけですが、今現在におきましても同じようなことであります。各地区で行う練習以外の練習は南体育館で行われております。練習用の太鼓を練習ごとに持ち帰りしなくてはならないと。これがとても大変な労力となっております。特に雨のときはなおさらです。公民館敷地内の保管庫から出し入れして、公民館で練習をさせていただければとてもやりやすくなるわけです。太鼓に伴う衣装、備品は別の場所の連合自治会の倉庫に保管されている。そういった不備、またこういったものを改善するためにも、太鼓も備品も衣装も資料も1カ所の保管庫に保存できないかを要望するものであります。

副議長（栗田利朗君） 富田議員、要望ではなく質問をしてください。

6番（富田栄次君） そうですね、ごめんなさい。できないかを質問するものであります。

これが、いろいろ問題はあるかと思いますが、こういった保管庫というものができないかを

質問するものであります。

それと第2点目、政策決定と財政運営について尋ねます。

今、町民の間では、町長は口をあげばすぐに「金がない、金がない」が口癖のようだとささやかれています。確かに、国も県も町も財政が厳しいことは町民の皆さんもよくわかりだとは思いますが、そんな中でどのようにして政策が決定され、財政運営がなされるのかについて尋ねるものです。

そこで、町長の先ほど言いました施政方針及び提案説明を見ると、3ページに、「より健全な財政運営に一層留意することが必要不可欠であり」とあります。4ページには、「予算編成に当たりましては、……費用対効果などを検討するとともに、厳しい経済情勢の中で限られた財源を効果的・効率的に配分するための精査や財源の確保に努め」とあります。

思い起こすと私、また先ほどの話じゃありませんが、平成15年に行政評価制度の導入を提案させていただき、それが今導入されております。行政主導で事業を実施したとき、その経済効果、行政効果を追求する。そしてその行政効果の反省と今後の課題を論ずる。そのためにも数値をもって費用対効果を判断する、それが行政評価制度だったと思います。この行政評価制度、施策評価システムは、総合計画施策や主要事業を対象に、その必要性、効果性、優先性などを評価・点検し、そこから効率のよい、質の高い行政運営を目指し、これを新年度予算に反映させようとするものであります。まさに、町長の今回の平成24年度施政方針及び提案説明にある、予算編成に当たりましては費用対効果などを検討するというこそ行政評価制度そのものであると言えます。私が昨年議会へ戻るまでの4年間に既に決定されていた主な事業は、工業団地と幼保一元化とエコドーム、またそのほかもあったかと思われませんが、そこでお尋ねします。

1つ目、今回、新年度予算にエコドーム建設費約1億円予算計上されました。エコパーク整備事業としてエコドーム建設を実施するのも、最終目標はごみの減量化を図ることにあることは間違いのないと思われます。エコドーム建設によるごみの減量化達成はどれだけか、リサイクルできる資源物の回収の最終目標値はどれだけか、数値で示していただきたいと思うのであります。建設費約1億円をかけるに見合っして示す責任があると思われるからであります。

エコドームに限らず、どのようなものでも、あるがよいか、ないがよいかといえば、あるがよいに決まっています。また、あればそれなりの価値や効果は見込めることは確かです。そこで、約1億円かけただけの成果、費用対効果を明確にしていきたいのであります。

エコドーム建設に当たっての行政からの説明は、まず第1に環境保全、2つ目にリサイクル社会の構築のための体験広場、3つ目にクリーンセンターの延命策が主に上げられております。

1つ目の環境保全については、ごみ問題、エコドーム建設に限らず、あらゆる分野において行政が当然取り組むべき課題であるということはもちろんのことであります。

2つ目のリサイクル社会の構築のための体験広場については、それなりに有用であることは否定しません。しかし、どんな建物でも建てれば20年から30年の耐用年数、それは存在するというのであります。そうすると、その間ずうっとこの建物で体験学習を続けていかれるのか

どうかということ。仮にごみの減量化が進んでいったとして、この建物が存在する限り、この建物で体験学習を続けられるのかといった疑問がわくわけであります。ここで、資源ごみの分別の体験をすることによってごみの減量化を図ると言われるのであれば、エコドーム建設による費用対効果、ごみの減量化達成値はどれだけか、数値で示すべきだと思うわけであります。私は何もかも反対ということで申し上げているわけではありません。

中の2つ目として、平成23年度12月の一般会計補正予算において、福祉基金として5,000万円、庁舎建設基金として1億円積み立てられました。どのような政策、どのような財政運営で予算化されたかを問うものであります。庁舎建設基金が具体的に何にどのくらい充てるために積み立てられてきたのか、全く説明もないまま、ただ剰余金ができたらといって剰余金規程により1億円を積み立てるといったような提案説明では困るわけであります。全くその内容においては賛否の判断のつけようもなく、平成24年1月現在5億円近い基金について、改めてどのような政策、どのような財政運営に基づいて予算化されたかを問うものであります。また、今後も剰余金ができたらこの庁舎建設基金に積み上げられていくのか、いつまで積み上げられていくのかも尋ねるわけであります。

福祉基金についても、幼保一元化のため積み立てるとの説明でありましたが、これについても今月3月3日の新聞に、垂井町には公立の保育園が8園、幼稚園が7園あり、最終的には15園を4園のこども園に統合する計画と掲載されました。4園とは、一体どこどの場所に開園するつもりであられて、このように掲載されたのかを尋ねるわけであります。まだ4園とは決定されていない前に公表されたというようにも思うわけでありますが、平成24年1月現在2億円近い基金について、改めてどのような政策でどのような財政運営に基づいて予算化されたかを問うものであります。

3つ目に、財政調整基金は標準財政規模のどれだけを適正額として積み立てておられるのか、これも尋ねます。

大きく3点目、環境保全型農業直接支援交付金についてお尋ねいたします。

昨年6月議会で農地・水・環境保全向上対策について質問いたしました。平成24年度予算書、農地費、負担金、補助及び交付金、農地・水・環境保全向上対策支援金が2,373万6,000円、環境保全型農業直接支援交付金179万4,000円が計上されています。その内容について問うものです。ほかの地区も大体同じかとは思われますが、表佐地区においては連合自治会、農事改良組合、寿会、土地改良区、機械化営農組合、青少年育成推進員、子ども会育成会、PTA、農業委員、公民館、JAにしみの表佐、学識経験者、蛭保存会、ハリヨ保存会、不破中親子、表佐小学校等に係る主な団体がこの活動に参加しています。この活動は、国や県の動向で左右されるものではなく、地域の独自性で進めることであり、それが地域分権と考えております。

当活動は、表佐地区においては、各種団体参加のもとに一大プロジェクトとなっております。今後も継続をされることになっておりますが、以下、町民の皆さんにわかりやすく答弁をしていただきたいと思います。

以下、尋ねます。

1つ目、制度内容についてはこれまでと異なる部分についてどこかお尋ねします。2つ目、過去5年間に行ってきた環境向上活動には今後どのような対策があるのかをお尋ねいたします。3つ目、新制度ではおのおのの事業はできるだけ専門業者に依頼して施行する形がよいということをお尋ねしますが、地域の独自性で進めることができるのかもお尋ねいたします。

以上、大きく3点についてお尋ねいたします。

副議長（栗田利朗君） 生涯学習課長 多賀清隆君。

〔生涯学習課長 多賀清隆君登壇〕

生涯学習課長（多賀清隆君） 富田議員の御質問にお答えをいたします。

表佐公民館に資料館を兼ねた表佐太鼓保管庫をといた御質問であります。表佐太鼓踊りは雨ごいの信仰に始まるとされています。宝暦12年、1762年にはひでりが続き、氏神に雨を請い、南宮の神に祈祷したとされています。このころより表佐地区においては、太鼓踊りが延々と伝承されてきているものと思います。

さて、太鼓の保存管理につきましても、各瀬古において今日まで保存管理に努めていただいているものと思います。このように250年間の間、伝統的に引き継がれてきました表佐太鼓であります。表佐には太鼓踊り保存会があり、現在、県指定無形民俗文化財として太鼓踊りの保存・継承と、観光の面からも御尽力をいただいております。太鼓の保存管理については、それぞれの瀬古において年間を通して保存管理されております。衣装等には、笠、ざい、鉦については連合自治会の倉庫においてそれぞれ保管されていると認識をしております。町においては、現在タリイピアセンター内の歴史民俗資料館の常設展において、表佐を代表する大太鼓一柄と鉦、ざい、古文書の一部を常に展示をしているところでございます。また、常設展の祭りコーナーにおきましても、ビデオによる垂井の祭りの中で表佐太鼓踊りを放映し紹介をしております。必要に応じて学芸員が説明もさせていただいております。

最後に、表佐太鼓の保存管理に係る専用の資料館の設置や公民館の倉庫を改修して資料館へ転用し、新たな倉庫建設やそれにかかわる土地を購入していくことにつきましては、現在のところ考えておりません。今後も表佐太鼓を展示、紹介する展示資料館として、タリイピアセンターを活用していきたいと考えております。

また、保存・管理につきましても、表佐太鼓を地域の財産として引き続き地域で保存・管理をお願いしたいと考えております。

以上、御理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

副議長（栗田利朗君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 富田議員の第2点目の政策決定と財政運営についてのうち、エコドーム建設によるごみの減量化達成の御質問に答えします。

エコドーム建設は、循環型社会の構築を目指し、リデュース、リユース、リサイクルの3R

を実施することにより、ごみの減量化を図ろうとする拠点施設であります。

お尋ねの減量化達成はどれだけかということでございますが、平成22年度の垂井町のリサイクル率は17.7%で、岐阜県のリサイクル率22.9%と比較しますと5.2ポイント下回っております。こうしたことから、当面垂井町のリサイクル率を県レベルまで引き上げることを第一目標とし、目標値をリサイクル率23%とした場合でございます。平成22年度の垂井町の廃棄物排出量を基準に考えますと、1年間の総排出量は9,640トンでございますので、その23%分は2,210トンとなります。ここから小・中学校のPTAなどで実施されております資源物回収、廃品回収とも言われておりますが、この分1,330トンとごみステーションや公民館等で回収しております缶、瓶、ペットボトルとキャップ、トレーなどの資源ごみ330トンを差し引きますと550トンとなります。つまり、1年間で550トンの資源物が回収できれば県レベルのリサイクル率が達成できることとなりますので、当面はこの数値を目標に進めてまいりたいと考えております。

また、ごみの減量化に向けましては、これまでごみ袋の値上げや焼却灰の持ち出し、廃棄物減量等推進員を増員し、各自治会に1人ずつお願いし、研修会も開催してまいりました。家庭ごみの分析調査では、町内2地区の協力のもと実施しておりますし、ごみ減量とリサイクルについて、女性つどい協や生活学校、NPO、識見者等との意見交換会も継続的に開催する中で、持ち込みによる回収事業の提案を受けております。

リサイクル体験広場の開催に当たっては、集団資源回収の実施団体へのアンケートを実施するとともに、意見交換会ではそれぞれの実情も伺いながら体験広場の趣旨も御説明しております。リサイクル体験広場のスタッフには各地区の推進員さんの協力も得ながら進めておりますし、研修も行っております。また、廃棄物減量等推進協議会の会議や廃棄物減量等推進員と一般住民の皆さんとの勉強会でも、御意見をいただきながら周知してきたところでございます。

こうした取り組みを行いながら御意見をいただく中で、エコドームの建設をお願いするものでございます。決してこの事業は行政主導で進めていくのではなく、住民の皆さんの理解と協力、まさに協働があって進められる事業であります。今後、この施設を十分に利活用しまして、さらなるごみの減量化を推進していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

副議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 私のほうからは、富田議員の御質問の中の財政運営の部分、福祉基金、庁舎建設基金について答弁させていただきたいと存じますが、通告の内容と若干ニュアンスが違っておりまして少し戸惑いを持っておるわけでございますが、議員の御質問の中にもございましたこの福祉基金、それから庁舎建設基金につきましては、財政調整基金といった基金とは違いまして目的基金でございます。もとより、議員が御説明いただきましたように、この福祉基金につきましては、今回12月で積ませていただきましたのは、ほかでもございません。

今後推進してまいります幼保一元化のために基金を積み立てたものでございます。また、庁舎建設基金につきましても、庁舎建設基金条例に基づきまして、今後懸念がされます庁舎の老朽化による庁舎の新築、あるいは改築に要する費用のために充てるものでございます。

幼保一元化の推進につきましては、もとより、議員の皆様方と幼保一元化に関する調査特別委員会において、いろんな形で資料を提出させていただいております。その中にも、やはり今後推進に当たりましては、十数億円の施設整備の経費がかかるといった提案もさせていただいております。また、庁舎の建設等につきましても、他市町村の実態を見ておりますと数十億円の予算規模の庁舎が建設されているという実態もでございます。そういったことも踏まえてまいりますと、今後いずれの事業につきましても、相当規模の経費を要するということは当然予測されるわけでございますが、ただ、今現在庁舎建設、あるいは幼保一元化につきましても、どれだけの経費が実際にかかるかにつきましては、今後具体的な設計等をやっていった段階で初めて出てくるものとするものでございまして、今現在につきましても、そういった多額の経費がかかるものにつきましても、それぞれ年度の余剰金が発生した場合におきましては、地方財政法第7条の規定に基づきまして、余剰金につきましても予算の定める範囲内で基金として積み立てていくものでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

それと、財政調整基金は標準財政規模のどれだけを適正額として積み立てるかといった御質問でございます。

財政調整基金につきましては、年度間の財政の不均衡を是正するための積立金でございます。財政的に余剰金がある場合に、不意の支出や歳入の減に備えて積み立てるものでございます。地方財政法第4条の2及び第4条の3の趣旨によりまして、おのこの市町村が設置をしているものでございます。標準財政規模のどれだけが適正かといった御指摘でございますが、特段これといった定めがございません。当町におきましては、条例によりまして100万円以上の予算、100万円以上の額を予算で定める額を積み立てるということにしておるところでございます。そういったことから、財政調整基金につきましては今後の有事の財政難に備えて、年度の余剰金があった場合につきましては、それぞれ不測の事態に備えるために積み立てていきたいと考えておるところでございますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

副議長（栗田利朗君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 私のほうから、富田議員からの環境保全型農業直接支払交付金の中の3点御質問がございました。お答えをさせていただきます。

初めに制度内容につきましても、これまでと異なる部分についてでございますが、まず平成19年度から始まりました農業施策について少し触れさせていただきます。

農地、水路、農道等の農業資源は、農家を中心とする地域住民の方々の共同活動で守られてきましたが、近年、全国的に農村地域では過疎化や高齢化などが進行し、地域の共同活動が困

難になっています。このような社会状況の中、平成19年度から始まったのが農地・水・環境保全向上対策でございます。

この対策は、地域ぐるみで行う農地、農業用水、ため池などの施設の長寿命化を図る取り組みと、これらの資源を活用して行う生態系保全、水質保全、環境形成等の農村環境を向上させる取り組みを誘導してきた共同活動支援交付金と、農業者が一体となって化学肥料、化学合成農薬の大幅低減など、環境に優しい先進的な営農活動を行う場合に、さらに支援することを目的といたしまして、営農活動支援交付金の構成から成っております。その農地・水・環境保全向上対策は、共同活動支援交付金と営農活動支援交付金を合わせて5年間を対象として始まりました。平成23年度からは、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対しまして、直接支払いを行う環境保全型農業直接支援対策が、この23年度から5年間、独立いたしまして対策として開始いたしました。この対策は一定のまとまりを持った化学肥料、化学合成農薬を慣行から原則5割以上低減する栽培方式に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全に資する技術に実践に取り組んだエコファーマーが対象となります。これまで、農地・水・環境保全向上対策での環境保全型農業に対する支援を切り離し、新たに向上活動支援交付金を追加し、農地・水保全管理支払いに変更され、継続されます。議員が言われます環境保全型の農業直接支援対策の制度の内容につきましては23年度から始まっておりますので、今後とも異なることはございません。

次に、過去5年間に行ってきた環境向上活動には、今後どのような対策がありますかの御質問でございますけれども、24年以降、農村環境保全活動として、今までと同じく蛍の養殖、保全活動、ハリヨの保全活動、農用地周辺の植栽活動、農業用施設の周辺の清掃などの活動に対して引き続き支援してまいります。また、新年度では個々の事業ではできるだけ専門業者に依頼して施行する形がよいということでございますけれども、共同活動支援交付金では、できることは自分たちでという方針で保全活動を実施されてきましたが、さらに向上活動支援では、計画すれば厳密な測量や専門的な技術が求められる工事の場合は専門業者に外部発注することができるようになっておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

副議長（栗田利朗君） 6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 再質問をいたします。

第1点目につきましては、課長さんから答弁をいただきましたが、これは多分町長答弁じゃないかと思っております。考えておりませんとはっきり言われましたが、どんなすばらしいお言葉をいただきましても、環境の整備が整わなければ伝統文化というものには継承されていかないと思っております。これはきっと歴史が証明すると思っておりますので、地道にまた訴えていくというともた言われますので、質問いたしてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

第2点目につきまして、いろいろ御説明がありました。これも町長答弁を求めたわけですが

れども、前回と一緒に課長さん答弁ということで、丁寧に答弁いただいたわけですがけれども、1つは、今生ごみが約45%、50%近く、生ごみが45%ということで、我が町はこれを焼却しております。そのほかに家庭から発生するごみというのは、プラスチック類が約15%で紙類が約15%ということです。紙類については資源になる紙として紙パック、これはもう既に組み組んでいると思うんですが、そのほかに新聞、チラシ、先ほどありました段ボール、雑誌、これについてもPTA関係等を通じて既に行われております。これが徹底しているかとか、またはPTAさんなんかにはちょっと負担になっているとか、いろんな問題はあるかと思うんですが、このあたりはもう既に組み組んでいるということです。

問題は、プラスチック類じゃないかと、約15%を占めている。このプラスチックが意外と問題で、生ごみの中に入っていたり。ただ、なぜ生ごみに入るかというと、我が町は生ごみを燃やすから、そこに入れておいてもしよせん燃えるじゃないかということで気楽に入れられる方があるかもしれないと思うわけですが、このプラスチック類が非常に問題があって、これについての分別、多種多様になってくるわけですがけれども、私が思うにはまず町民全員の方に参加していただくということで、プラスチック類だけを洗う。とにかくきれいに洗って、とにかく回収箱をふやしてそこへ入れていただくと。それをとりあえず回収して、町の臨時の方に申しわけないけれども、そこで一つ仕分けをしていくということから始めていって、町民の方がきれいに洗って出せるということをまず回収箱でやっていったらどうかと思うわけなんです。その次に、きれいに出来るようになったら、回収箱をもう少しプラスチック類について細かく仕分けして、例えばトレー、発泡スチロール……。

副議長（栗田利朗君） 富田議員、質問ですか、要望ですか。

6番（富田栄次君） 質問です。

ポリプロピレン、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリエチレンテレフタレートというようなことで仕分けしていくというような回収箱で全員参加型に持っていけば、私はプラスチック類もある程度解決していくんじゃないかと思うわけなんです。これはほかの町も見て、そういうところを参考にしているわけですが、これについてどのようなお考えを持っておられるかをお尋ねしたいと思います。

もちろん建物を建ててやられるというのも、それなりに啓蒙活動としても大変いいことだとは思ってはいるわけですが、先ほどクリーンセンターの延命策と言いますが、しよせんクリーンセンターも延命策をとっても寿命が来るわけで、クリーンセンターがどれだけ延命になるかということの数値もないと思うわけですが、もうそういうことも含めてお尋ねいたします。

私は、問題があるのは生ごみと、どちらかというとクリーンセンターの寿命というふうに思っておりますので、生ごみについては今一生懸命取り組んでおってほしいと思うんですが、先ほど言いました紙類、プラスチック類、それは町民全員参加型の回収型である程度解決できないかということをお尋ねするわけです。

それと、先ほど質問をし忘れましたが、公園が併設されるということで、どのような公園でどのように管理していくかということもついでにお尋ねしていきたいということです。以上です。

副議長（栗田利朗君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 富田議員の再質問にお答えいたします。

紙類、プラスチック類の仕分けでございます。

先ほど議員が申されましたように紙類については、新聞紙、雑誌、段ボール等、PTA等の資源物回収でも回収していただいておりますし、紙類については比較的容易に仕分けができるという部分もあるかと思えます。

次に、プラスチック類の約15%の家庭ごみから出る部分でございますが、これをすべて洗浄し、その後、町で仕分けというお話でございました。今、月に1回、文化会館の駐車場でリサイクル体験広場を開催しておりますが、その中でも一番仕分けが難しいのがプラスチック類でございます。それは非常に種類が多く、なかなかリサイクルするには適さないものもあるということでございます。今、町が目指しておりますのは、サーマルリサイクルというのではなく、マテリアルリサイクル、原料に戻してリサイクルするという方法をとっておりますので、そのプラスチック類の中にも、再生するのにお金がかかったりしてなかなかリサイクルに向かないものがあるということで、今体験広場では限定しながら回収を行っておるところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

あと、生ごみの処理につきましては、やはり今家庭でできる処理ということでコンポストとか生ごみ処理バケツの普及を促進しながら、何とか少しでも減らせないかということで取り組んでおるところでございますので、今後この取り組みをさらに促進する中で減量化に努めたいと存じます。それによりまして、ごみの減量化を図りながらクリーンセンターの延命化をもあわせて行っていきたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

副議長（栗田利朗君） 副町長 若山隆史君。

〔副町長 若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 富田議員の再質問にお答えをさせていただきますけれども、ただいま住民課長のほうから方向性等を示しておりますけれども、まず第1点目のごみの減量についてでございます。これは、今予定いたしておりますエコドーム、これは公園とストックヤードを併設したものを愛称としてエコパークというような形で進めておるわけでございますけれども、今文化会館で行っておりますのは、住民課長が申しましたとおり、約30品目余りのリサイクルを中心とした資源回収でございます。その中で、一方で今まで従前どおりずっとやってこられましたPTA等を中心とした各地区での廃品回収、こちらにつきましてある程度リサイクル製品が限定されております。新聞、雑誌、あるいは段ボール、ぼろきれ、それからアルミ缶等

でございます。もっともこのトータルごみを減らすに当たっては、毎日毎日家庭から排出されるごみの中身を見てみまするに、やはり生ごみ以外でもプラ類、あるいは紙類等もでございます。そんなようなことで、今後ともこういったものの取り組みを各地区でさらに展開できるように、段階を追って進めてまいりたいというような課題で思っております。

それと、公園でございますけれども、当然にしてごみを扱うところに関しては、やはりクリーンなイメージも一方で必要かなとも思いますし、またそこへ足を運んでいただける一つのきっかけにもなっていたきたいというような思いのトータルのものでございます。

それと、太鼓の関係でございますけれども、やはり地元の祭り等に関しましては地元の力と申しますか、そういった力が歴史、文化等を長くはぐくんできた、またこれからも維持・伝承されていくべきだというふうにも思っております。富田議員は太鼓保存会の会長さんでもあられますので、そこら辺はしっかりと一方で地元の力として取り組みを行っていただきたいなというふうにも思っております。よろしく願いをいたします。

副議長（栗田利朗君） 1番 江上聖司君。

〔1番 江上聖司君登壇〕

1番（江上聖司君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い2点質問させていただきます。

まず1点目は、ポリオの予防接種についてお尋ねをいたします。

本年2月3日、政府がポリオの予防接種をめくり、現行の生ワクチンより安全性が高いとされる不活化ワクチンをことし秋には導入できるよう努めたいとする答弁書を決定したことは記憶に新しいところであります。答弁書は、不活化ワクチンの承認について、有効性や安全性の確保が図られることを前提に可能な限り迅速に審査を行うとしています。現在、予防接種に使っているワクチンは生ワクチンであり、ウイルスは毒性を弱めてあるとはいえ生きております。多くの場合、明らかな症状が出ずに免疫だけができますが、飲んだ人の腸の中でウイルスがふえていく過程で毒性が強くなることがあるため、ポリオにかかったときと同じように麻痺があらわれることがあります。予防接種法では、生後3カ月から18カ月の間に6週間以上の間隔をあけて2回の予防接種を定めていることもあり、小さなお子さんのいるお母さんからは、「予防接種は受けたけど、物すごく不安です」「せめて生ワクチンか不活化ワクチンかを選びたい」という声をよく聞きます。多くの方が経験したことでありますが、やはり小さな子供の健康には人一倍気を使うところでもあります。

日本では、1980年の1例を最後にポリオの自然感染の報告はありませんが、今でもポリオウイルスが海外から入ってくる可能性があること、また、ポリオによる麻痺には現在では治療法が確立していないことを考えると、やはり予防が唯一の方法であると言わざるを得ません。

しかしながら、若いお母さん方は予防接種によりポリオに感染した実例があることに頭を悩ませているのが現状であります。また、先進国で不活化ワクチンへの切りかえが行われていないのは日本だけであることも事実です。法律に基づく予防接種は市町村が実施しますが、現在の生ワクチンについて、接種の折、保護者にどのような説明がなされているのか。また、不活

化ワクチンの導入について、町としてはどのように取り組むのかお尋ねをいたします。

次に2点目は、農地の有効利用についてお尋ねをいたします。

これは実際に話をしていく中で、いろいろなところで話題になりますが、農業従事者の高齢により農業ができなくなったため、農地を有効利用したいという要望であります。

平成21年12月の農地法等の一部改正により、農地の貸し借りについての制限が緩和されたため、全く農業の経験のない人や一般の法人でも農地を借りられるようになりました。これを受け、豊田市や八尾市、井原市などさまざまな自治体が、農地所有者が管理できなくなった農地を登録してもらい、借りたい人へ紹介して利用してもらおう制度を実施しております。細部については各自治体により違いはあります。また、制度の名称は、おおむね農地バンクとしている自治体が多いようであります。井原市については、農地だけではなく、空き家についても実施をし、定住促進や地域活性化を目的として取り組んでいます。貸したい人と借りたい人双方が助かり、地域活性にもなるのではないのでしょうか。

この制度は私も最初は知らなかったのでありますが、農地バンクという制度があるが、垂井町でもできないだろうかという一本の電話をきっかけに知ることになったわけであります。本町には多くの優良農地があります。そして、農地を有効利用したいとニーズがあります。農地バンクもその一つの方法ではないのでしょうか。農地を有効利用したいという民意に対し、町長のお考えをお尋ねいたします。

副議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） 江上議員の御質問の1点目、ポリオの予防接種についてお答えをさせていただきます。

ポリオの予防接種では、議員御指摘のとおり、現在、ポリオウイルスの病原性を弱めてつくった生ワクチンを使用しております。この生ワクチンは、免疫をつける力がすぐれている一方で、まれにポリオにかかったときと同じ症状が出ることがあります。厚生労働省によりますと、ポリオの予防接種を受けた人の中で、ポリオによる麻痺の可能性があるとして認定された方は最近の10年間では15人でございます。国内では1年におおむね110万人が予防接種を受けていることから、100万人の接種当たり約1.4人に相当する数とされております。

こうした中、厚生労働省では生ワクチンから不活化ワクチンへの切りかえを進めておりまして、現在ワクチン製造メーカーからの薬事承認申請が審査されているところでございます。本町におきまして、春と秋の2回にポリオの予防接種を集団で実施しております。予防接種による健康被害を心配される保護者のお気持ちは十分御理解できますが、接種時期に接種しないと免疫を持たない人がふえ、国内でポリオの流行が起こってしまう危険性がございます。このため不活化ワクチンの導入までワクチンの接種を待つことはお勧めできないという厚生労働省の考え方に沿って保護者の方へ御説明させていただいております。

また、不活化ワクチンの導入はことしの秋ごろと言われておりますが、予防接種法に基づく



そこで、町長にお伺いをいたしたいんですけれども、先ほど言いました農業委員会、これは根拠法令は農地法第3条第1項の農業委員会許可と県知事許可の件であると思いますけれども、その農業委員会に対しましてもう少し徹底して働きかけをされるなどのお考えはあるかないかをお尋ねをいたしまして、私の質問を終わります。

副議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 江上議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まずポリオに関しましては、けさの新聞でも出ておりましたように、やはり心配をして接種率が低下ということがあるようでございますけれども、先ほど担当課長も申しましたように、そのことによってかえって感染が広がるというおそれもありますので、そこら辺はしっかりと丁寧な説明をしながら理解を求めながら進めていくということで対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

また、農地の有効利用につきまして、これはあくまでも農業委員会の所管でございますので、町のほうからあれをやりなさい、これをやりなさいということは越権になりますので、そういう形はできませんが、やはり従前どおり農地をしっかりと使っていくというか、そのための各地区に機械化営農組合とかいろんな組合があって、その補助等をしっかりしておる状況もあります。また、現実的に農業委員会に3条許可の働きかけということはちょっと無理なところがございますので、当然に農業委員会の中でそこら辺はいろんな形の中で判断をされていく部分がございますので、しっかりとまたタイアップしながら側面的な協力という形になっていくと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

副議長（栗田利朗君） しばらく休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時15分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

3番 安田功君。

〔3番 安田功君登壇〕

3番（安田 功君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

最初に、人と自然環境に優しい安全・安心のエネルギー政策についてお尋ねいたします。

私たちは、経済的で安定したエネルギー供給を望む一方で、放射能汚染や地球温暖化といった人体や自然環境に悪い影響を与えるものには強い危機感を抱いております。省エネの推進と、自然エネルギーの普及促進をどのように進めていくかは大きな課題であります。

近隣の自治体にも、大規模な太陽光発電施設の建設や誘致を模索するところがありますし、地域や家庭で行う小規模の風力や水力発電も有効な手だてとなる可能性があります。今回、私は木質ペレットの製造や燃料としての利用について取り上げたいと思います。

木質ペレットは、樹木や草木を細かく粉砕して、直径数ミリの小さな円筒状に加工したもので、燃やすと二酸化炭素を排出しますが、原料が植物であるため、その成長過程でこれを吸収しますので、環境にも優しく、人体に直接触れても無害で、取り扱いも非常に容易で、特別な貯蔵施設も必要ありません。森林の保全のための間伐材や、公園や街路樹の剪定くずなども利用して木質ペレットの製造ができないものでしょうか。森林資源を積極的に利用し、倒木などの搬出を進めることは、集中豪雨の際の被害防止にもなり、人が山林に入ることによって有害鳥獣の農作物の被害を減らすことにも効果が望めそうです。さらに、木質ペレット専用のストーブは比較的大きな空間での使用に向いているため、町内の公共施設や災害時の避難場所となる学校の体育館などにも導入して、木質ペレットを化石燃料にかわるエネルギーとして普及するように進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

次に、ごみの減量と資源の再生・再利用への取り組みについてお尋ねいたします。

ごみの減量化はまちづくりの重要な課題の一つで、平成24年度にはエコドームも完成の予定ですが、施設の概要や目的、運用方法について、住民への説明が今まで不十分であったように感じられます。今後は、早期に説明会などが開かれるよう望みます。また、ごみの減量化と資源回収をどのように推進するかについても、例えばエコドームの開設当初、エコポイントのようなものを創設するとか、ごみ袋をプレゼントしたりといったようなことができないか、などの工夫も必要かと考えますが、いかがでしょうか。

次に、震災の瓦れきの受け入れについてお尋ねいたします。

東日本大震災から1年が過ぎ、被災地の瓦れきは依然処理が進まぬまま大量に放置され、復興の妨げになっている現状があります。これを広域で短期間で処理するために、国から地方自治体に受け入れ要請があるとメディアが報じております。垂井町として、どのような対応をするおつもりでしょうか。

以上3点について、町長の所信をお伺いいたします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 安田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

3点ございましたが、私のほうからは震災の瓦れきの受け入れについてを述べさせていただきたいと思っております。あとのエネルギーの問題、それからごみにつきましては担当から補足説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

この瓦れきの処理につきましては、1年もたつわけでありませうけれども、遅々として進まない状況がございます。広域で全国各地での支援というものが強く呼びかけられておるところでございますが、きょうも中日新聞の1面には、中部6県で震災瓦れきの受け入れに前向きな市町は7つしかないというような記事が出ておったところがございます。

翻って垂井町の現状どうするかということでございますけれども、まず垂井町のクリーンセンターの処理能力から考えていきたいと思っておりますけれども、現在垂井町には2基の炉がござい

ます。1号炉、2号炉あるわけですが、それぞれ処理能力は1日20トン、合計40トンの処理能力を持っておるわけでございますけれども、ただ、温度の上昇、あるいは燃やし切るという形の中で対応しておりますので、フルに40トン燃やし切るということはなかなか難しい状況にあります。

現在、垂井町の発生するごみは大体32トンから33トンぐらいを毎日処理しておるような状況で、処理能力としてはかなり厳しい状況にあるのが、まず現状でございます。しかし、今お話ししましたように、この災害復興支援ということを考えてときに、やはり何とかしたいという思いも当然あるわけでありまして。ですが、こういった現状を考えたときに、今の安全性の問題でありますとか、処理をどうするかというような問題、それから当然垂井町の場合、炉がもう大分たっておりますし、少しでも延命化したいという、今、ごみを減量化して延命化を図っておるような状況の中で、これを集中して連続運転した場合に、炉の損傷もかなり激しくなってくるのではないということも懸念されます。そういったことを考えたときに、国が安全基準等をこれからどんどん示してくると思っておりますし、また、補償の問題等もどうするかというようなことも調整をしていかなければならないと思っております。そういった国の基準、あるいは安全性の対策、そして補償条件が整う中で、また何よりも大事なものは、やはり住民の方の御理解だと思っております。

神奈川県でも、当初受け入れ表明をしたところ、住民の圧倒的な反対によって中断を余儀なくされたというような経緯もございます。やはり、この住民の方が、よし受け入れてやろうと、一緒に東北復興を支援しようという思いの中で、少しでも協力できるならやっていかなければいけないというふうに思いますが、まだまだ検討していかなければならない課題がたくさんある状況の中で、これをつぶさに検証した中で対応していかなければならないというふうに思っております。

県も、国の窓口になって説明会等を開いていこうというようなことも漏れ承っております。そういった中で、町として、そういった状況に対応しながら、そして最終的には住民の方にも説明をし、理解を求めながらやるのであれば、やっていくというような形での対応になってくるというふうに思います。決して今のところでは積極的な対応というわけにはまいりませんが、やはり住民の安全・安心を考えて、そして垂井町のごみ焼却というものを安定して進めていくということも大事なことでございますので、そこら辺を総合的に加味して、この瓦れきの処理に対しては対応していきたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思っております。

2点につきましては、担当から補足をさせます。

議長（広瀬文典君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 安田議員から、人と自然環境に優しい安全・安心のエネルギー政策の中で3つの御質問がございました。お答えをさせていただきたいと思っております。

最初の1番目でございますけれども、省エネの推進や自然エネルギーの普及促進などの勧めでございますけれども、最近この分野では国民の関心も高く、急速に技術が発展され、今後もさらなる進展が望まれています。

現在研究中の新産業でもありますし、我々の身近に、利点及び欠点も十分整理した上で、安定した技術を活用した製品が幾つか出現することも期待できます。地球規模での環境問題が深刻化する中、町におきましても、CO<sub>2</sub>削減などの環境に対する取り組みを通じて、住民の意識改革を促すことも重要であることと考えております。そこで、現段階においては、太陽光発電システムの設置に対する補助金や、将来を担う子供たちに対しましては、小・中学校におきまして環境問題も行っているところでございます。

今後における自然エネルギーの普及促進につきましては、今すぐに新たな施策を展開することはありませんが、技術の発展を見守り、自然環境の適切な把握、保全に努めて、学習活動へのさらなる促進や、豊かな自然を検証するための取り組みを継続していきたいと考えております。

次に、木質ペレットの普及促進についてでございますけれども、木質ペレットは、間伐の促進、廃材の再利用、自然エネルギーの活用など、確かに自然環境に優しいものですが、現段階においては安定的な供給量、安定的な燃料量に関する品質の確保などの欠点もあります。したがって、今後における木質ペレットにおける普及促進につきましては、今すぐに新たな施策を展開するものではなく、全体的な自然エネルギーの普及促進の検討を進める中で技術の発展を見守っていくものでございます。

また、公共施設の暖房のペレットストーブの導入についてはどうかという御質問でございますけれども、先ほどの答弁と同様に、全体的な自然エネルギーの技術の進展を見守りながら検討してまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） ここで、御指示申し上げます。

先ほど携帯のコールらしき音が入りました。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源を切るか、どちらかにしていただきたいと思えます。

では、続けます。住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 安田議員の第2点目のごみの減量と資源の再生・再利用への取り組みについての御質問にお答えいたします。

まず最初に、エコドームの施設と運用についての住民への説明はいつからどのように行うのかでございますが、まず4月に各地区で廃棄物減量等推進員の研修会を、4月末ごろにはリサイクル体験広場のスタッフ研修会を開催いたします。6月ごろには廃棄物減量等推進協議会を開催し、9月ごろ、供用開始前には各地区で廃棄物減量等推進員及び一般住民の皆さんを対象に学習会を開催したいと考えております。また、毎月開催しておりますリサイクル体験広場で来場者に周知するとともに、「広報たるい」や推進員だよりに掲載してまいりたいと思いま

す。そのほか自治会や公民館、団体等からの出前講座の要請がありましたら、そちらのほうに出向き説明をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、減量と資源の回収をどのように推進するのかでございますが、家庭ごみにつきましては、リサイクルによる減量化を図るため、紙、プラ類はリサイクル体験広場やエコドームの運用によるほか、集団資源回収への奨励金や、「広報たるい」への掲載などの応援をしていきたいと思ひます。また、御提案にありましたエコポイントの活用は、今後検討してまいりたいと考えております。また、生ごみは、家庭での処理を推進するため、生ごみ処理機等の購入に係る奨励金、生ごみ処理バケツの使い方の講習会の開催、各種団体を通じた普及促進を図ってまいります。そのほか、クリーンセンターへ持ち込まれます事業系廃棄物は、排出事業者や運搬業者に対しまして、ごみに係る周知文書を配布しながら、搬入時の監視を行っていききたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。午後ということで、皆さん方、疲れてみえるところを大変御苦労さまでございますが、よろしくお願ひいたします。

私は、復興支援住宅エコポイントの充実と、いつも質問しておりますが、温泉その後の対応でございます。

この2点でございますが、平成23年3月11日の東日本大震災から早くも1年が過ぎております。先日、11日にも、震災1年を迎え、追悼式が各地で行われ、地震発生時の午後2時46分に合わせまして全国で黙禱がささげられております。いまだ亡くなられた方1万5,854人、行方不明者3,274人となっております。被災されました方々にお悔やみを申し上げるものでございます。

防災意識も高まりつつあるわけでございますが、これが一時的にならないようによろしくお願ひするものでございます。

さて、この大震災は日本経済を揺さぶり、原発事故に電力不足など、長期的な大きな問題を生じています。このことは、地方経済にも大きなおもしろとなっておるわけでございます。国土交通省におきましては、復興支援住宅エコポイントとし、地球温暖化対策の推進に資する住宅の省エネ化、住宅市場の活性化、また東日本大震災の被災地復興支援のためのエコ住宅の新築、またエコリフォームをした場合にポイントが発行され、そのポイントを被災地の商品やエコ商品と交換できる制度があるわけでございます。これらにつきましても、同僚議員が過去にも質問されておりますが、再度お尋ねするものでございます。

助成の内容といたしましては、エコ住宅の新築、またエコリフォームとし、窓とか外壁、天井、屋根、また水回り等の関係箇所の改修などに15万ポイント、これが上限となっております。

て、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における特定被災区域には30万ポイントが上限となっております。これらの工事といたしましては、新築について平成23年10月21日、リフォームにつきましては同じ年の11月21日から、おのおの24年10月31日までとなっております。ポイントの発行申請は、リフォームの場合、平成24年1月25日から25年1月31日まで、新築の場合は平成25年4月30日となっております。町といたしましても、中小企業の発展、町の活性化等につきまして、これらを住宅の新築、リフォームされた場合の助成を考えていただきたいと、このように思っております。これらを取り入れることによりまして、木造住宅は、人や環境に優しく、環境負荷の観点からも、リフォーム等は県産木材の利用促進にもつながるのではないかと、森林整備にもつながると、このように思っております。

住宅産業は、すそ野の広い経済波及効力を持っており、地域経済にとりまして重要であると、このように思っております。ぜひこれらを取り入れることを前向きに考えていただき、垂井町中小企業の発展、ひいては町民皆さんの福祉の向上にも役立つと、このように思っております。

次でございますが、温泉についてであります。これにつきましては、私も過去何回も質問しておりますが、よろしく願いいたします。

町長は、いつも温泉はつぶすものではなく有効活用を図っていききたいと、このように答弁されております。温泉スタンドが有効活用の方法だけではないと、私はこのように思っております。温泉が掘削され、14年近く済んだかなあと、このようにも思っておるわけでございますが、掘削につきましては、議会の議決をいただき、きょうに至ったわけでございます。当時、だれもが早く温泉を利用することを楽しみにしてみえたと、このように思っております。町長が交代され、「新しい施設はつくらない」の一言できょうになって、非常に残念でございます。私は、町の施設、勤労青少年ホーム、これらにおきましてはお風呂が2つありますので、これへの供給と言ったこともありますし、表佐の老人福祉センター、これには利用者が1年に1万9,000人近くあるわけですね。ぜひこれらを利用していただきたいと、このようにも思っておりますし、梅谷の清風園がございます。これは組合で管理されておるわけでございますが、町長が管理者として御活躍をいただいております。入居率も80%近いということで、これらを温泉に切りかえることによって入居者の向上も図れるのではないかと。また、デイサービス等々でもございます。これら温泉を利用していただくことに、やはり利用者が喜ばれると、このようにも思います。

先日も、垂井町の国保の医療費ですが、42市町村あるわけでございますが、この医療費が垂井町はトップクラスということですので。医療費の低減からも、これらの温泉を有効利用し、ぜひとも図っていただきたい。温泉スタンドへ行きますと、温泉の効用といたしまして、神経痛、または痔疾とか健康増進、冷え性等々、種々多くの温泉に対します効用が書いてございます。これらを進めていただくことによりまして、健康の方がふえるのではないかと、医療費の低減にもつながると、このようにも思っております。

これら温泉等々について、垂井町には企画会議にかわりまして経営統合会議等々があるわけ

でございますが、過去にこれらの協議がされたのかどうか、これらもお尋ねしておきます。

また、新年度予算におきましては、近くの市町におきまして温泉についての予算も計上されております。大垣市におきましては、上石津町で温泉がありまして、また温泉の希望者に配ってございましたが、新しい施設の事業計画がなされておりますし、池田町におきましては、温泉の新館リニューアルとし、7,800万円を5月初めから工事したいということも新聞に掲載をしております。また、安八町でございますが、温泉の基準が下がったということで、新たに温泉を掘削し、昨年3月から掘削工事が始まって、ことし施設をリニューアルしていこうということも書いてございました。また、町長は町民の皆さんが、1日に750人近い利用者があるということで、この施設を町民の皆様の憩いの場になればと、このようなことを語られております。

このように、新年度におきまして、近くの市町において温泉についてのいろいろな動きがございます。

垂井町は温泉スタンド、前回、一月に4万9,000リットルですか、湯量があるということでございますが、これを直しますと1日に1.5立米ぐらいの量ですね。我々が上水道を使っておりましても、月に40トンぐらい使うんです、それだけの利用でございます。それでは町長、いかにも残念だと、このように思っております。健康づくりに、町民の皆様の憩いの場とし、温泉をしっかり見詰めて、これからも温泉についての考えをよろしくお願ひしたいと。

少々私は損をしてでもやはり得すればいいと思う。温泉しかり、住宅にしてもそうです。住宅で助成をすることによって、また固定資産税等がはね返って入ってくるわけでございますので、その点よろしくお願ひいたします。以上です。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 丹羽議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

2点ございますが、まず1点目の復興支援住宅エコポイントの拡充についてということでございます。

議員のお話にありました住宅エコポイントにつきましては、議員からもるる説明がございましたが、国交省、総務省、経産省の合同事業として実施されておるものでございますけれども、昨年の7月31日をもって一たん打ち切られております。その後、省エネ住宅の推進、住宅市場の活性化、東日本大震災の支援というような形で、この平成23年、昨年の10月21日から、本年、平成24年10月31日までに新築、またはリフォーム工事に着手した省エネ住宅に対してポイントを与える制度として、一部変更をして復活したものであります。

議員の御提案は、垂井町でもこうしたエコ住宅に対する助成を行えないかというものだと思いますが、確かに住宅産業というものはすそ野が広く、たくさんの業者が関連しております。経済波及効果も十分期待できる部分があるのではないかなというふうには思っております。また、先ほど議員も少しおっしゃいましたけれども、この御提案に近いものは昨年の9月の議会の折に藤壇議員からもいただいております。そのときの答弁として、住宅のり

フォーム等の個人資産の形成に税金を投入していくのはいかなものかというような回答をさせていただいたところでございます。しかし、震災以降の環境の配慮に対する考え方や、節電、省エネ機運の盛り上がり等、また本町でも本年度からソーラーシステムの設置補助事業を進めておりますが、これが大きく伸び、事業費の補正対応を12月議会でもお願いしたところでございます。こういった実績、あるいは住民のニーズの高まり等を考えたときに、藤墳議員は、当時、商工会のプレミアム商品券との併用により、商工会の活性化にもつながらないかという御提案でございました。今後、こういったプレミアムなど、うまく他の制度とも絡み合わせることで、環境に配慮し、省エネと、それから経済の活性化、この両面を充実させていく方法を検討できないかというふうに考えておるところでございます。

しかし、このエコの助成対象内容ですね、こういったものに補助していくのか、あるいは施工業者を町内だけに限るのか、あるいは一般新築住宅ですと当然大手のハウスメーカー等がありまして、住宅を建てられる方にすれば、全国規模の住宅から建てたいという方もお見えになる、そういった問題をどうしていくのか。あるいはプレミアム商品券を使うとすれば、その期間とエコ住宅の助成期間のずれが出てくる可能性がございます。そういったところをどうしていくのか。また、商工会のプレミアム商品券は、町が1割分を補助しておるといような状況でございますので、このダブル助成という部分はどう考えていくのかと、そういった課題等もたくさんあります。しかし、何とかこのエコポイント等、あるいはプレミアム商品券等をうまく使いながら、エコ住宅、環境の取り組みに、より資するための制度としてできないかというふうに十分に検討、さらに研究・検討を重ねていきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいというふうに思います。

2点目の温泉についてでございますが、これはもう今までも何回もお話を私のほうもさせておっていただくところでございますが、あくまでも、その温泉スタンドは、温泉を使うためにそのスタンドだけでいいという思いではございません。その源泉を維持するという目的でこのスタンドをつくったところでございますので、温泉だけで決して満足しておると、そういうような状況ではないということは、まず御理解をいただきたいというところでございます。

また、新築の施設につきましては、今議員も、掘削が終わった当時、だれもが早く利用できると思っておったというようなお話がございましたけれども、私ども当時議員としてかかわっておった中で、その利用状況等を考えたときに、当時で町有施設の温泉等を開場した場合に、その利用者の7割、8割は町外の人であるという状況もございました。そういったものを踏まえたときに、仮にこの運営がうまくいかなかったときに、これはつぶしてしまうというのはなかなか難しい話で、当然その補てん分は町税をもって投入していくこととなります。そうすると、7割、8割の町外の人のために垂井町民の税金を使っていくというような事態が危惧されて、いかなものかというようなことも思ったところでございます。そういったイニシャルコスト、あるいはランニングコストをも踏まえたときに、決して軽い損失で済むような状況ではないというふうに判断しておるところでございます。

したがいまして、議員も少しおっしゃいましたけれども、町有施設の中でいろいろと利用していくことを今後考えていきたいというふうに思っておりますが、かつて老人福祉センターのおふる等も考えたところでございますが、それにしてもやはり3,000万円近くの実行予算がかかってくるというような状況の中で、現在の限られた財源の中では優先順位が非常に低いものというふうにとらえております。今回、いろんな大きな事業等も進めていく中で、やはりそういったものに集中して充てていかなければならないという現状がある中で、優先順位は非常に低いものと判断しておりますので、よろしく御理解賜りたいというふうに思っております。また、そういった経緯から、この温泉につきまして、経営統合会議にかけておりません。現在のところ、前に判断した状況の中で、温泉に対しては対応しておるところでございますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（広瀬文典君） 11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 町長、温泉につきましては、私もわかるのはわかるんですが、私に限らず、他の議員さんも温泉については質問されておるんですよ。それで、町の施設、私も4つばかり言いましたが、やはり垂井町のこうして温泉が出ておることから、もっと広く温泉利用ということを考えていただきたいと、このようにも思っておりますし、町長が言われるように垂井町の経営統合会議にかかっていないと。多分そうだろうとは思っておりましたが、1億6,000万円近くかかったわけですね、今までに。こういう施設ですし、町民の皆さんはこういうことは見て知っておられるわけです。ぜひともこの経営統合会議に今後の温泉利用等についてよろしくお願ひしたいと、このように思っております。再度、町長のお考えをお願ひします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 丹羽議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

温泉問題を経営統合会議にかけろという御指摘でございますけれども、今言いましたように、課題として取り扱っておるものは、ほかにもいろんな重要案件が多々累積しておるような状況でございます。かつて、今の老人福祉施設の改造等にかけた資料等も残っておりますので、もしそういった順位が許すような状況になれば、当然に対応していかなければならない状況になると思ひます。今たちどころに、この経営統合会議にかけてこの温泉問題を対処していくというような状況には私自身としてはないというふうに思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思ひます。

議長（広瀬文典君） 8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に基づきまして一般質問を始めたいと存じます。

今回は、来る新年度、平成24年度施政方針とあわせて、第5次総合計画、まちづくりの各柱について問うてまいりたいと存じます。

平成24年度、新年度の予算が本議会初日にお示しをされました。垂井町のお財布がどのように出入りするのかが、明確になったところでございます。中には、不妊治療費の垂井町独自助成や障がい者・児に関する支援事業、また大規模な予算では、幼保一元化に向けての施設整備費等、これまで繰り返し御要望や御提言、御提案させていただいてきた事業の予算化のお示しがあり、心より感謝を申し上げたいと存じます。これからも、町民皆様方のお声を真摯にお受けとめいただき、町長のお言葉どおり、人を思いやる気持ちの大切さが大いに反映されるような予算組みと執行をお願いしたいとお申し添えさせていただきます。

さて、そうした予算組みの中ではありますが、やはりまだまだ御指摘、御提言をさせていただかなければならない点も多く見受けられるところでもありますので、これより議会初日にお示しのありました町長施政方針、第5次総合計画と絡めまして、数点質問をさせていただきたいと存じます。

新年度予算中にも、委託料として第5次総合計画の策定業務委託料が計上されておりました。まちづくりの将来像が柱となり、安全・安心に始まり、それぞれ一本一本うたわれ、こんなことに取り組みますと、枝葉が生い茂る形で各施策が示されております。町長が冒頭に、諸施策に誠心誠意取り組んでまいりましたと述べられましたが、町長在任3期目となる今期、その取り組み姿勢が形となるのか、私たち町民の見届けどころかと存じます。

そこで1点目の御質問、折り返しとなります第5次総合計画、5年間の成果はどうであったのかお尋ねをいたします。また、今回の策定業務について、24年度前半でアンケートを実施されると聞き及んでおります。各施策、事業内容について、満足度の評価を町民皆様からいただき、それをもとに24年度後半で見直し、本作成されるとのこと。先述の誠心誠意が町民皆様にごくまで浸透したかが問われるものであり、町長の思いとそこが乖離したものであってはならないと考えます。

そこで、この施政方針、改めて目を通させていただきますと、何やら共通した文言が多く出てまいります。〇〇の整備に努めます、〇〇の充実に努めます、この「努めます」の多さに多少の不安を覚えるところでもあります。「努めます」のお言葉をどのようにお受けとめしていいのかが、とり方はいろいろあるかと存じますが、「行ってまいります」「実施します」の一言が、町民皆様の安心にどれだけつながるかを町長が一番御認識されていることと存じます。しかしながら、この施政方針からは、第5次総合計画それぞれの柱を完全になし遂げるような気持ちの強さは残念ながら伝わってまいりません。改選前の「やります」では、まさに選挙対策でしかないにとらえられてしまっていますが、今期、この時期に、より積極性のある町長の自信みなぎる「やります」の一言が求められているのではないのでしょうか。その一言で、職員皆さん初め町民皆様のまちづくりに対する意識もぐんと向上し、議会もおのずと両輪意識を高められるのではと御提言申し上げます。

そこで2点目、今回お示しのあった新年度予算に対し、何としてでもなし遂げたい目玉施策は何と位置づけられておられるのか、お尋ねをいたします。そして、今議会中に迎えました3・11、先ほどから繰り返し出ておりますが、私は町長さんより一足先に、個人的に、昨年7月、被災地宮城県を訪れてまいりました。来月も福島県へと予定しておりますが、線路わきに横たわる打ち上げられたままの大きな漁船と、ただ積み上げられただけの瓦れきの山々、あれから1年の月日がたちますが、マスコミを通じ、当時といまだ変わりのない被災地の様子に心が大変痛みます。

町長も、こうした状況を受け、まちづくりの柱1に掲げられております安心・安全のまちづくりで、災害発生時に迅速に対応できる防災体制を確立すると述べられており、消防力の強化にも触れております。先日の職員緊急招集訓練では、職員ほぼ全員が突然の招集にもかかわらず招集できるなど、人員連絡体制等、ソフト面での対応はかなり進んできていると感じますが、一方で、その拠点となる役場庁舎、消防庁舎の防災体制にはかなりの不安を覚えます。役場庁舎、これにつきましては、これまでに幾度となく御指摘申し上げた経緯がございますが、消防庁舎こそ災害発生時の防災体制の根幹をなす拠点とも言える施設であり、整備を進めなければならない優先順位の極めて高い施設と言えます。しかしながら、消防庁舎につきましては不破消防組合組織のものであり、この場でこうした御指摘に対し、お答えいただくというのは難しいことと存じますが、議場におられる皆様方御承知のように、町内には東消防署があり、不破消防組合へ約3億3,000万円を負担金として拠出していることから、あえて触れさせていただけました、お許しください。当然ながら切り離して考えるものではなく、存在として常に連携は重要でありますゆえ、これまでのさまざまな経緯をお調べいたしますと、担当部署でも消防庁舎の整備計画については、その予算要求を含め、かねがね上がっておったと聞き及んでおります。そうした経緯を踏まえ、これからのまちづくりを示す重要な施政方針中、また町内各行事、町長あいさつのときにも東日本大震災を引き合いに出されるなど、常に防災に関して高い御意識をお持ちの町長であります。

私自身も、これまでに庁舎建設基金積み立ての経過や耐震面、周辺市町村の庁舎建設に対する動向等からの、役場庁舎整備を幾度となく御提言申し上げてまいりましたし、同僚議員よりも御指摘、御提言は絶えずあったと存じております。今回は、そうした経過を踏まえ、3点目のお尋ねとして、不破消防組合の存在や、その方向性を含めた上での防災庁舎整備計画を明確に打ち出されてはと考えるますが、どのようなものであるのか、お尋ねをいたします。

続いて、先述のお示しの中で、雇用の拡大を大きく掲げられました。この御時勢で、その大胆さには、常々積極性を御指摘申し上げます私自身、共感させていただくとともに、その雇用について最も傾注していただきたいのが、まちづくりの柱3にもあります障がい者の雇用であります。障がい者・児の支援や活動の場の整備には、冒頭申し上げましたように相当なる御尽力をいただいておりますが、やはり卒業後の出口となる受け入れ先、障がい者の就労にまつわる環境は、前にも増して厳しいものとなっております。

先日も、障がい者の方が多数御利用されている作業所へお邪魔をしてまいりましたが、作業所同士で重なる仕事の内容など一定の仕事を確認する難しさと、垂井町民が他市町の施設作業所を利用することの難しさ、厳しさを改めて痛感してまいったところでございます。

ところが、我が垂井町へ帰りますと、予算書や第5次総合計画を開いてみますと、すばらしい事業があること、それに気づきました。それはエコパーク整備事業です。この社会情勢に厳しいばかりかと思っておりましたが、このエコパーク整備事業を障がい者雇用のビジネスチャンスととらえ、ぜひ積極的に雇用を図っていただきたいと御提案申し上げます。予算委員会中の御説明では、臨時職員対応でとのお考えもお聞きした中ではありますが、障がいを持たれた方それぞれがアルミ缶つぶしや仕分け作業等、さまざまな訓練を積み、経験されたことを最大に発揮していただける場所になるのではと考えております。新しく建設されるきれいな建物と、将来的には公園も併設されるという申し分ない環境、町長みずからが雇用の拡大を掲げたからには、まずは垂井町が率先して障がいを持たれた方への就労の場を提供されてはいかがでしょうか。遅々として進まない企業誘致事業を垂井町として抱える背景もございりますが、この障がい者雇用についてを4点目の質問とさせていただきます。

そして、このエコパーク事業、先述も目玉施策をお尋ねさせていただきましたが、新事業ではないにしろ、目に見えた形で実施されるすばらしい事業だと認識しております。施政方針中の文言は「かねてより計画しておりましたエコパーク事業に取り組み……諸施策を推進してまいります」とありますが、これは「確実に実行してまいります」と言い切っていないのでしょうか。新年度予算が承認されたときには、そういった御決意で新年度予算執行に当たられたいと強く願い、以上をお尋ねといたしまして、私の質問を終わりたいと存じます。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 木村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

何か言葉じりをとらえられておるような気がしまして、どうしたものかなあと思うところもあるわけでございますけれども、まず私のほうからは今の5次総の5年間の成果、それからこれに新年度予算の目玉施策というのがかかわってまいりますので、この2点をあわせて、形ながら答弁をさせていただき、また庁舎についてもお話をさせていただきたいと思っております。

この垂井町の第5次総合計画、平成20年度からスタートしておるわけでございますけれども、将来像を「優しさと活気あふれる快適環境都市」と定め、さまざまな施策を推進してきたところであります。今回のこの第5次総合計画は今までの計画と違いまして、中間年5年目に、そのいろんな数値、指標等を見直すというようなことを盛り込み、より実効性のあるものにしていきたいという思いで取り組んだところでございます。その前半戦の評価、後半の見直し等につきましては、ことしこれを検証していくということになりますので、細部につきましては、後ほど企画調整課長のほうから補足説明をさせますけれども、私のほうからは、この5年間というか、この5次総にかかわってきた事業の推進の中で特に印象に残ったもの、あるいは本年

度目玉にしておられるようなところについて、ちょっと雑多になるかもわかりませんが、お話をさせていただければというふうに思っております。

まず、これまで取り組んできた中で順序立てていきますと、協働のまちづくりの推進におきましては、まちづくり基本条例の制定が、やはり何にも増して大きなものであったと私は思っております。住民との協働を進める上で、その根本理念となるまちづくり基本条例、これがややもすると理念だけに終わって、これが長年たてばほこりをかぶるような状況になる中で、少しでも動かしていきたいというような思いの中で、来年度は新たにこの地域まちづくり協議会というものを何とか動かしていきたいというような形で考えておるところでございます。

また、子育て支援の推進につきましては、議員のお話の中にもございましたけれども、かねてより進めておりました幼保一元化、紆余曲折してまいりましたけれども、やっとここで東地区にこども園を建てるという形で、一步を踏み出すという形ができました。事業規模は非常に大きく、新年度の建設予定であります東地区におけるこども園の建設というものは、新年度の大きな目玉の一つであろうというふうに思っております。

また、安全・安心につきましては、防災行政無線、これが設置から大分年数がたっておりますが、先ほども質問にございましたけれども、アナログからデジタルへの切りかえの中で、国からも補助をいただく中でJアラートの導入等、防災無線等の整備、そして今電波伝搬実験を終え、新たな実施計画をつくっていくという状況に来ております。今後こういった防災無線の取り組み、情報の伝達という部分をしっかりしていきたいというふうに思っております。

また、安全・安心におきまして、学校等の耐震化も着実に進めてきたところであります。本年度、府中小学校の耐震大規模改修を終え、新年度において、これは予算的には23年度の補正で、国の予算等の関係で対応させていただきましますけれども、やはり事業といたしましては24年度の目玉として考えております不破中学校の南舎、体育館、格技場の耐震及び改修でございます。これらも新年度の大きな目玉であろうというふうに思っております。

また、環境衛生におきましては、ごみの減量化、衛生施設の整備というものにこれまでずっと取り組んできたところでございます。灰の持ち出し、それからごみ袋の値上げ等、住民の方にも多大なる御協力をいただく中で、垂井町のごみを少しでも減らしていきたい、環境に優しいまちをつかっていきたい、そしてクリーンセンターの延命も図っていきたいというようなところで取り組んできて、本年になってやっとその一つの拠点として、エコを体感できる、感じる場としてのエコパーク、エコドームの建設に一步踏み出すことができるところまでやってまいりました。これも、この新年度の大きな目玉だというふうに思っております。

また、農林業におきましては、林道整備につきまして林道明神線、何年かかかっておりますけれども、林道を整備することによって、山の保全等を図っていく一つの意識づけとして、この林道明神線は大きな位置づけになるものというふうに考えております。これはただいまも継続事業でございます。

都市基盤におきましては、安全な道路ということで、御所野交差点の改良工事が上げられる

のではないかというふうに思います。当初、国体までに何とか開通という予定でございましたけれども、宮処寺跡等の埋蔵文化財の発掘調査等が入りましたので、国体までには間に合わなくなりましたけれども、何とか早い時期にこれを完成し、垂井町の表玄関口に大きな風穴をあけたいというところでございます。これの完成に大きな期待を寄せているところでございます。

また、念願でございました岐阜関ヶ原線梅谷片山トンネル、これも大きく開通することができ、岐阜と大きく距離が近づき、また揖斐方面とも連携が大きくとれるようになったというような形で、この梅谷片山トンネルの開通も垂井町にとって大きな影響があったものというふうに思っております。

また、現在も進めておりますけれども、相川の河川空間整備、どうしても印象の悪いといいますか、河川が生い茂ってうまく整備されていないような状況を、まだこれ継続事業でございまして、やはり河川整備も含めまして、相川の河川岸をきれいにしていくことによって、災害時等も避難経路等にも利用できるのではないかと、そういった思いも持って住民の憩いの場ともなります相川の空間整備事業も継続して進めていきたい。

そして高齢者バリアフリーの一環としまして、JR垂井駅のエレベーター設置、これにも着手したところでございます。南口、北口、それぞれエレベーターを設け、足腰の弱い方、あるいは弱者の方に対して利便性をさらに図ったところでございます。

上水道に関しましては、上水道の第6次変更事業を着実に推進してきておるところでございます。相川右岸系の給水体制を整備し、百合戸に貯水タンクを設け、従来の直圧式から自然流下式に切りかえ、これによって災害にも強い供給体制を確保してきた、これももうすぐ完成が目の前に迫ってきたというようなところであります。

以上が、これまでの5年間の大きな成果ではないかなと思うところという雑感でございます。

議員の質問の中に「努めます」を「やります」に変えたらどうかと、言い切ったらどうかというようなことは御指摘がございましたけれども、はったりで幾らでも強く言うことは可能かと思えます。でも私は、今申し述べましたように、着実にこれを進めてきた自負がございまして、私自身の持ち味は、やはりその誠実さ、誠実に物に対応するという思いでこれまで努めてきたところでございまして、その言葉じりだけではなく、やはり行ってきたもの、それを見て、また住民の皆様にも判断をしていただきたいというふうに思っております。歩幅は決して大きくないかもしれませんが、着実に進めてきたという自負がございまして。また、この事業の推進に当たりましては、当然に住民の皆さんの深い御理解と御協力があったからこそと感謝を申し上げておりますし、議員各位の御支援があったからこそ、こうして事業が順調に推進できたものと感謝しておるところでございます。

次に、庁舎につきましてでございます。

この庁舎の問題、今までも何回も質問に出ておりますし、考え方として、現状で耐震リニューアルをしていくのか、あるいはまた新たな土地を求めていくのかというようなところでございますが、これの検討を今進め始めておるところでございますので、また改めてそれを一緒に

考えていただく場ができてくるものというふうに思っておりますが、消防庁舎と絡めての防災庁舎というお考えでございますけれども、当然に不破消防組合の場合は一部事務組合という形で、垂井町と関ヶ原町でこれを運営しておりますので、その庁舎云々ということは、やはり不破消防組合の議会の中で論議していく問題かと思えます。木村さんも不破消防組合の議員でございますので、ぜひそういった部分での論議にも積極的に御意見をいただければというふうに思います。

一方で、その防災庁舎という考え方につきましては、当然に今後この庁舎を建てかえ、あるいは移築するにしましても、単に庁舎機能だけではなく防災機能もあわせ持った形での対応は、これはもう必ず必要なものであるというふうに認識をしております。直近では、揖斐川町の庁舎が建てかえられましたが、その中にやはり防災拠点としての位置づけをした庁舎になっております。垂井町も、今後、庁舎の問題を考えていくときに、この問題は避けて通れない重要な課題であるという認識を持っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思えます。

エコパークの雇用に関しましては、担当のほうからまた説明をさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 木村議員の1点目の、5次総の5年間の成果について、私のほうからは事務的なこととなりますけれども、御回答申し上げたいと思えますので、よろしく願いいたします。

第5次総合計画につきましては、平成20年度を初年度といたしまして、平成29年度を最終目標年次としております。基本構想に定めるまちづくりの将来像、優しさと活気あふれる快適環境都市を目指し、基本計画にございます各種の施策などを実施することとしております。

そしてまた、25年度からの後期5年間の基本計画につきましては、社会経済情勢の変化や、あるいは計画の進捗状況などを踏まえまして、改めてその中間時に見直しをすることとしておるところでございます。加えまして、第5次総合計画の大きな特徴の一つに、基本計画に目標達成度をはかる指標を設けておるところでございます。計画のそれぞれの分野にはまちづくりの目標がございまして、それら目標が達成できているのかどうか、あるいはこの目標により検証していくというものでございます。

御存じのとおり、指標には24年度の間目標も設けられておりまして、まだ計画は進行中という状況にございますが、先ほども町長が申しました中には、この指標だけをもってすれば既に中間目標を達成しているものもございましょうし、また今後も施策の推進が必要な事業もございまして、24年度中の基本計画の見直しに当たりましては、引き続き各種の施策を推進しながら、計画の進捗状況や、先ほども申しましたが、昨今の経済状況などを加味し、そしてまた議員の御質問にもございましたが、住民アンケートによります満足度調査等も踏まえまして、基本計画見直しの参考にもしてまいりたいと、そのように考えておりますので、何とぞ御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 木村議員の第4点目の、エコパーク整備事業での障がい者の雇用についての御質問にお答えいたします。

新年度で建設いたしますエコドームは、資源としての活用、リサイクルを図るための施設でありまして、その作業としましては、資源物の分別指導が主なものになるかと思えます。この分別指導では、リサイクル体験広場でのスタッフも絶えず研修しながら行っているところがございます。今後、障がい者の方が就業可能な業務の選定が必要かと思われませんが、仕分けでも比較的容易な新聞紙や雑誌などの紙類、あるいはアルミ缶、スチール缶などの缶類については可能な業務かと思われかもしれませんが、実際に供用開始した後でないといけない部分もありますので、その状況を見ながら検討させていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） 御答弁の方、ありがとうございました。再質問をさせていただきたいと存じます。

町長さんのお言葉の中に言葉じりをとらえてとありましたけれども、町長さんの一言一言といいのですが町民さんにはかなり大きく影響しますので、その点は御承知おきいただきたいと存じております。

1点目の成果について御答弁をちょうだいしたわけでございますけれども、2点目や5点目の決意とかともあわせてお尋ねをしていくわけですが、成果につきましては、今期も1年過ぎようとしておりますので、悔いのないよう、さまざまな施策、歩幅の話がありましたけれども、少し早歩きというところも取り入れていただきまして、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

目玉施策に関してもですが、目玉がたくさんあったようにも思えてなりませんけれども、それはいいことだとは思いますが、あわせて御答弁にありましたエコパークですね。これ先ほど同僚議員の質問の中にも時折出てまいりましたので、建物が建つまでの年間計画ですとか、建ってからの少し計画のお示しがありましたけれども、これに関しては予算をお認めしてからということに実質はなるんですけれども、建物が完成してからどのように動かしていけるのかが重要でありますので、どこを目標とされておるのか。そして、先ほど就労のこともお聞きしましたけれども、住民さんのかかわり方、建物が建ってからの形でお答えをいただきたいと思っておりますし、この時点で考えていないわけではないですよ、そういったかかわり方、どんどん公表されていってはいかかと思っておりますけれども、再質問させていただきます。

幼保一元の話も目玉としてありましたけれども、垂井町として脈々と続いてまいりました、

そういった何十年続いてきたものを変えていくということでもありますので、子育て施策の中でそういった幼保一元をやっていかれるというようなお話もありましたけれども、行く行くは定住化策ということを考えながら、そういった部分を取り組んでいかなければならないというふうにも思っておりますので、子育て世帯、例えば町内の方では、いいところだよ、ずっと住んでいてね、どうぞというところも要りますけれども、町外の方にも垂井町へどうぞというようなPRのしどころ、この幼保一元化はそういったところのチャンスかと思っておりますが、それに関しましてはいかがか、お答えをいただきたいと思います。

防災庁舎につきまして、私も承知しております。不破消防組合議員でもございますので、あえていろいろな前置きをつけさせていただいたわけですが、先ほどの御答弁の中で、学校関係はほぼ進んできておるといふので、私も議会皆様方もお認めさせていただいておるところではあります。先日もどこかでお話があったかと思っておりますけれども、西濃管内、整備されていない、もしくは計画のないのは、たしか我が垂井町だけということでもありますので、これについてどのように今時点で町長さんは考えておられるのか、再度お尋ねをさせていただきたいと思っておりますし、計画、そのタイミングですね。時期も、いま一度お尋ねをさせていただきたいと思っております。

〔発言する者あり〕

庁舎についての再質問ですので、西濃管内では整備されていないの、もうほとんどいろんなところ出ていますので、お示しが。

以前、今、この基金、庁舎建設基金なんですけれども、約5億円程度ですね、それでは少ないよというふうに語っておられた町長なんですね。先ほど他市町の方角も気にしておられるような御答弁がありましたけれども、どれぐらいの規模で幾らぐらいのと想定されておるからこそ、その御発言かと感じておりますが、いかがでしょうか。再度お尋ねをするところでございます。

また戻りますけれども、障がい者雇用につきまして、エコパークについて状況を見ながらと課長さんの御答弁ありがとうございます。この件に関しましては明るい話題かととらえておりましたので、ぜひ前向きにお考えいただけるならば、どの部分でどうしたら積極雇用が図れるか、かかわっていけるのかというのを私ともども一緒に考えてまいりたいと思っておりますので、これに関しましてはいいお答えを再度楽しみにしております。御期待申し上げます。

以上数点、あちこちいたしました。再質問とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 木村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

何点かございましたが、まずエコパークのどこを目標にという部分でございますけれども、やはり将来的には、中に学習室等も設けておるわけでございますので、環境をすべて考えるような場所、あるいは単に集めるストックヤードだけではなくて、そこでリユースといいますが、

そういったもう一回使い回しができるような陳列、あるいはそこでちょっとものを直したり、あるいは将来においてはごみ、生ごみ等も含めてトータルで環境を考えていけるような場になることが望ましいというふうに思っておりますので、よろしく願いをしたいというふうに思っております。

また、その住民のかかわり方につきましては、当然今もリサイクル体験広場において多くの方にかかわっておっていただきます。そういった方々に、やはり手を携えながら一緒に協力をしていただくことも必要かというふうに思います。ただ、今、月1でやっておってもかなり負担がかかっておるところがございますので、ここら辺はしっかりと調整をしながらやっていく必要があるというふうに思っております。

いずれにしても、毎度申しておりますけれども、ごみ行政というか、環境の問題は住民の方が直接、積極的にかかわっていただくことが、まず何よりの第一の大きな条件でございますので、その体制づくりをしっかりしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

幼保の一元化につきましては、当然に子育ての対象、また垂井町での安心して子育てができる親さんたちへの配慮、そして何よりもそこに学び、保育される子供たちがいい状況であること、そのことがやはり親さんたちの安心にもつながっていきますので、そういう状況が垂井にもあるということアピールしていくことが、垂井の定住化にもつながっていく大きな条件であるというふうに思っております。ここら辺は、幼保を進めるときにも、乳幼児医療等々ともあわせた形の中で、小さなお子さんたちが安心して住み暮らせる場所、そして親さんたちも安心できる場所というような意味合いのものをもっともっとアピールしていけたらというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

庁舎の問題につきましては、まだまだこれから諸につくところであるというふうに思いますが、大垣も、ことし予算の中で計画を出すということがございますけれども、400万円か500万円ぐらいだったと思いますけれども、どういう形にするのかということの取り組みがやっと始まるというところがございますので、まだまだその具体的な計画まで行っておるような状況ではないというふうに思います。大垣の庁舎と垂井の庁舎、ほぼ同じような古さでございますので、ともに抱える問題は同じようなところがあるというふうに思いますけれども、町といたしましても、先ほど申しましたいろんな考え方が2つから4つぐらいの形の中で出てくるものと思いますけれども、それらをすべて検討しながら皆様にお示しをし、また一緒に考えていただく場をつくっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、エコパークの雇用につきましては、かつても障がい者の方を町で雇用するというようなことがあって、その方がどこに向くかというようなこともあって、最初からその1点で決めて雇用したわけではなくて、クリーンセンターから最終的にタルイピアセンターという形になっておりますけれども、あちこち状況を見た経緯もございます。先ほど担当課長も申しましたけれども、やはりこれを運用する中で、こういった部分でやっていけるのか、そういうこ

ともしっかり検討する必要があると思いますので、最初から雇用ありきでここに張りつけるということではなくて、状況を見定めた上での対応というものもしっかりしていく必要があると思いますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（広瀬文典君） 13番 衣斐弘修君。

〔13番 衣斐弘修君登壇〕

13番（衣斐弘修君） 議長の許可を得ましたので、本日最後の質問者として2点について質問をいたしますので、回答のほど、よろしくお願いをいたします。

まず1点は、梅谷片山トンネル付近の土地整備についてであります。

この土地は、戦前、農業用水のため池として、表佐、島、十六のほうまで、田に水を引く農業用ため池として計画をされたのでありますが、戦後、物価の上昇によりこの工事が中止になり、農業用ため池はできなくなり、きょうまで来ておるのであります。この土地が平成19年3月30日に岐阜県より垂井町に譲渡されたのであります。面積は6万6,000平米、約2万坪であります。この土地をどのように整備されるのかをお伺いいたしたいと思っております。

2点目ではありますが、市之尾の橋の耐久性についてであります。

梅谷片山トンネルが開通して2年近くになろうとしております。きょうここを通る車、約4,300台ほどの車が通るのであります。その中の大きな車の何台かはこの市之尾橋を通るのでありまして、橋の耐久性はどうなのか。新聞に載っておりましたけれども、ある町では、ことし大雪で橋が崩落したというようなことが載っておりましたが、本当にこの市之尾橋は安全であるかどうかをお聞きして質問を終わります。

議長（広瀬文典君） 建設課長補佐 山口哲司君。

〔建設課長補佐 山口哲司君登壇〕

建設課長補佐（山口哲司君） 衣斐議員からの質問について、お答えをさせていただきます。

まず1点目の、岐阜県から垂井町に譲渡されました土地につきましては、揖斐関ヶ原養老国定公園内であり、第三種特別地域となっております。この譲渡された土地でございますが、6万6,000平米をどのように整備をするのかとの質問でございますが、主要地方道岐阜関ヶ原線、県道でございます、の梅谷片山トンネル付近の道路整備にあわせまして利活用を考えているところでございます。この利活用につきまして、梅谷フィールドグループというのを立ち上げました。検討会を3回開催したところでございます。結果といたしまして、つけかえられた金地川、横の普通河川でございますが、金地川及び道路周辺のビオトープ整備を進めることとなりました。整備対象箇所は、常時流水が見られ、かつて多くの蛍が舞いました。また、モリアオガエルが現在も生息しているなど、将来的に多様な生物の生息が期待される場所でもあります。現在は樹木も少なく、また通行する車両のヘッドライトの光等によりまして生物が生息しにくい環境となっております、植栽をすることで5年から10年後には遮光効果を期待でき、多様な生物が生息できる空間となるよう環境に配慮しながら、地域住民の意見を集約し、整備を進めていきたいと考えております。

次に2点目の市之尾橋が、大型車が通るようになったが橋の耐久はいいのかどうかという質問でございますが、この市之尾橋につきましては、昭和50年代に県営補助整備事業によりまして整備をされた橋でございます。昭和59年3月21日には町道として認定をしたところでございます。橋の設計荷重でございますが、20トンの荷重でございます。大型車両の通行による影響はないと考えられております。ただし、今後、橋の老朽化が進み地震等の被害も想定されることから、安全性・信頼性を確保するため、耐震補強等の事業を推進していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 13番 衣斐弘修君。

〔13番 衣斐弘修君登壇〕

13番（衣斐弘修君） 梅谷片山トンネル付近の整備でございますけれども、私は先ほどから言っておりますように自然ですね。それで桜とかツツジを植えて、そして立派な公園にしたい。と申しますのは、北のほうには梅谷片山公園、真ん中には相川の水辺公園、南には朝倉運動公園ということで、垂井の町には5月になりますとこいのぼりが悠々と泳いでいる姿を見て、私はどこかの町から垂井の水辺公園を見学に見えたことがあると思っておるんですね。そのような立派な公園をつくっていただいたと。それに増してや、あそこは、先ほど言いました4,300台の車が通るのですね、よそからも。先般、私が見ましたらバスで四国から来られたんですね。そういう方が見えられて、やはり垂井町の公園はすばらしいなあというような公園にしたいなあと思うわけでございます。

それから、先ほど申されました市之尾橋においては、県下でもそこらの橋の耐久性の調査をしておられると思っております。それで、市之尾橋の耐久性の調査をされたかどうか、その点はどんなふうかをお尋ねしておきたいと思います。

議長（広瀬文典君） 副町長 若山隆史君。

〔副町長 若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 衣斐議員の再質問にお答えをさせていただきます。

梅谷片山トンネルの池田側に向かって左手のところでございます場所でございますけれども、議員が申されますように、あの場所は植栽を豊かにして、いわゆる動植物等の繁栄といいますか、繁茂、こういったことが望まれる場所でございます。そういったことから、年々歳々着実に整備をしていきたい。本年度におきましても、ビオトープ整備事業、あるいは植栽事業といたしまして、コナラ、あるいはヒサカキ、こういったものの植栽も実施しているものでございますし、議員が申されますように、桜、ツツジ等ですね、こういったものも計画的に植栽してまいりたいなあというふうに思っております。垂井町に誇れるような自然豊かな場所にしていきたいなあというふうに思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

それと市之尾橋につきましては、耐久性調査はいたしておりません。延長の関係でそういった形になっておりますので、先ほど補佐も申しましたように、まず手がけられるところからしっかりやっていくということで、橋台の調査も含めながら、耐震性をまず確保していきたいと

いうふうに考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思ひます。

議長（広瀬文典君） これをもつて一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれをもちまして散会いたします。

午後2時41分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 文 典

垂井町議会副議長 栗 田 利 朗

会議録署名議員 安 田 功

会議録署名議員 角 田 寛

